

排水設備工事申請の手引き

令和 7 年 4 月

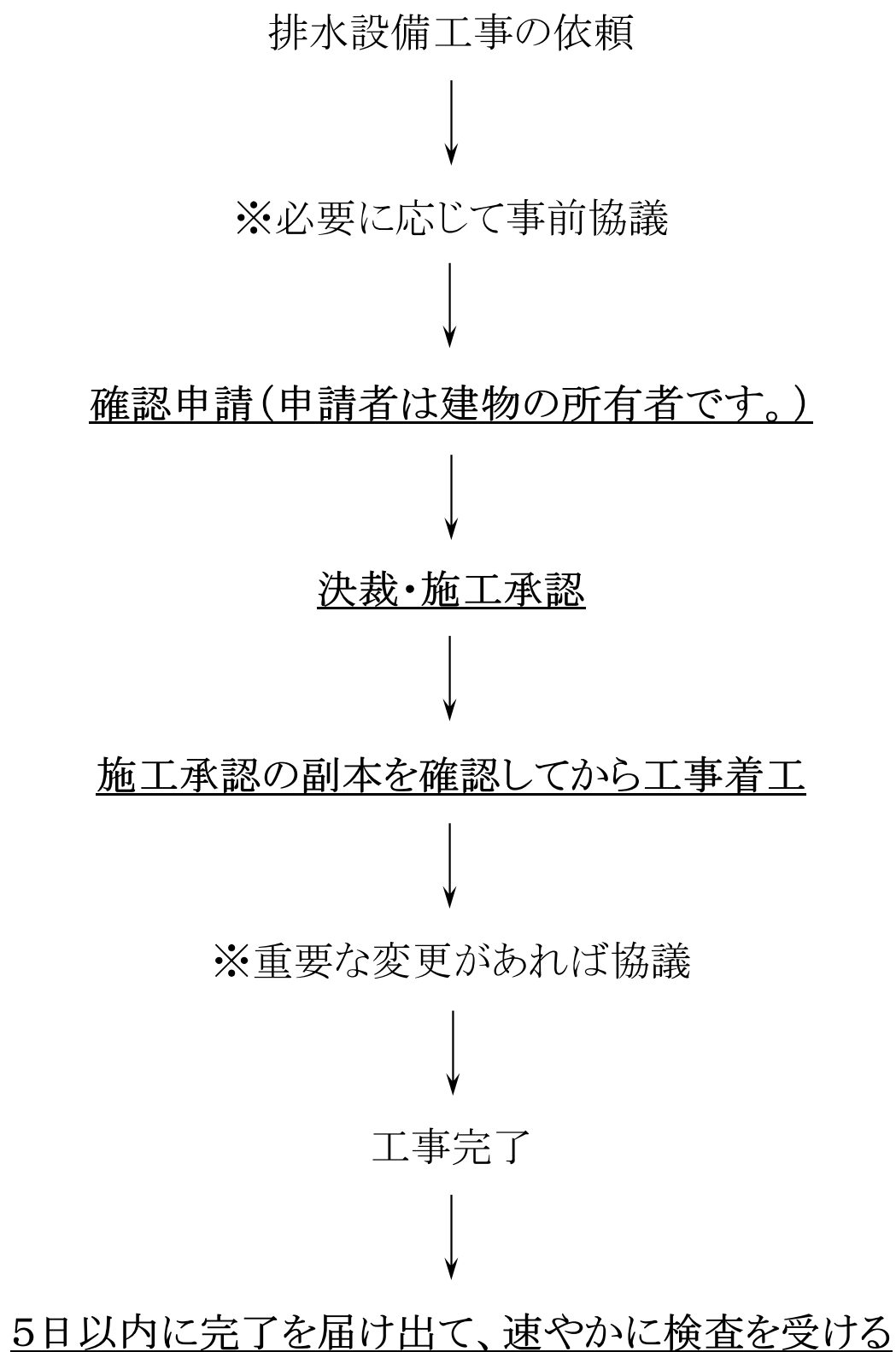
山形市上下水道部業務課

目 次

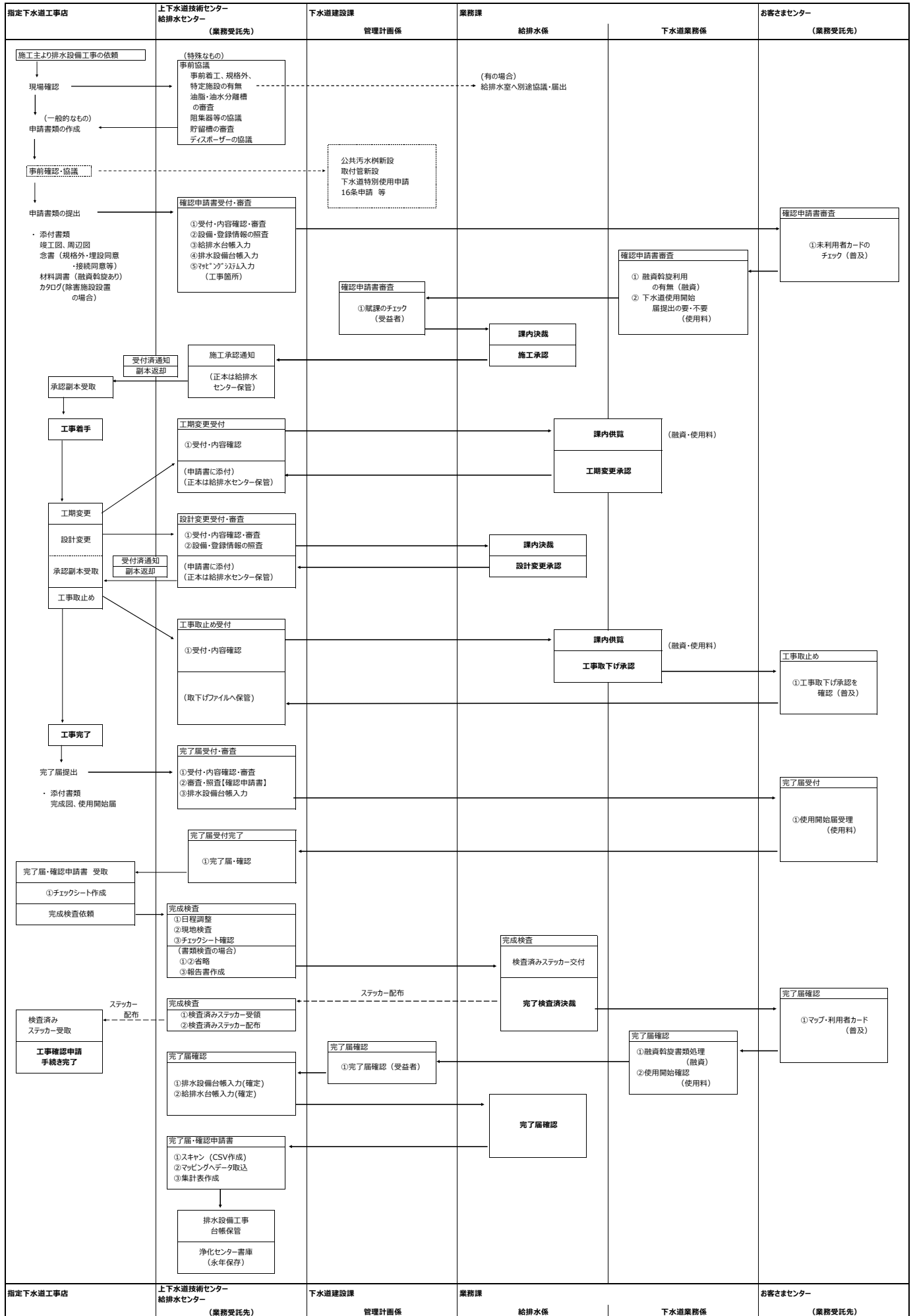
	ページ
(1) 排水設備工事の申請について	
・ 申請から完了届けまでの流れ	1 ～ 2
・ 排水設備工事確認申請に伴う手続きについて	3 ～ 11
・ グリーストラップの容量算定について	12 ～ 13
・ 下水道排除基準	14
・ 排水設備等工事確認申請書	15
・ 既設管一部使用願い	16
・ 既設管確認済み書	17
・ 内部配管使用願い	18
・ 一部規格外の使用願い	19
・ 排水設備期限延期申請書	20
・ 排水設備工事変更承認願	21
・ 排水設備工事の工期変更届	22
・ 排水設備工事の工事確認申請書の取下げについて	23
・ 排水設備工事確認申請書の変更	24 ～ 29
・ 排水設備等工事完了届	30
・ 排水設備工事チェックシート	31 ～ 32
・ 同意書 - 記載例 (イ) (ロ)	33 ～ 34
・ 排水設備台帳複写交付申請書	35
・ 内部副管取付工構造図	36
(2) 特定施設	
・ 特定事業場等について	37 ～ 40
・ 特定施設一覧表	41 ～ 49
・ 特定施設届出様式	50 ～ 64
(3) 指定下水道工事店	
・ 指定下水道工事店登録内容変更届	65
・ 責任技術者届出・登録事項変更届	66
・ 排水設備工事責任技術者届出事項変更届 (山形県下水道協会)	67
・ 指定店及び責任技術者の指導基準について	68 ～ 71
(4) 下水道建設課へのその他申請様式等	72 ～ 83
(5) 下水道使用に関する届出	84 ～ 91

(1) 排水設備工事の申請について

申請から完了届けまでの流れ(簡略版)



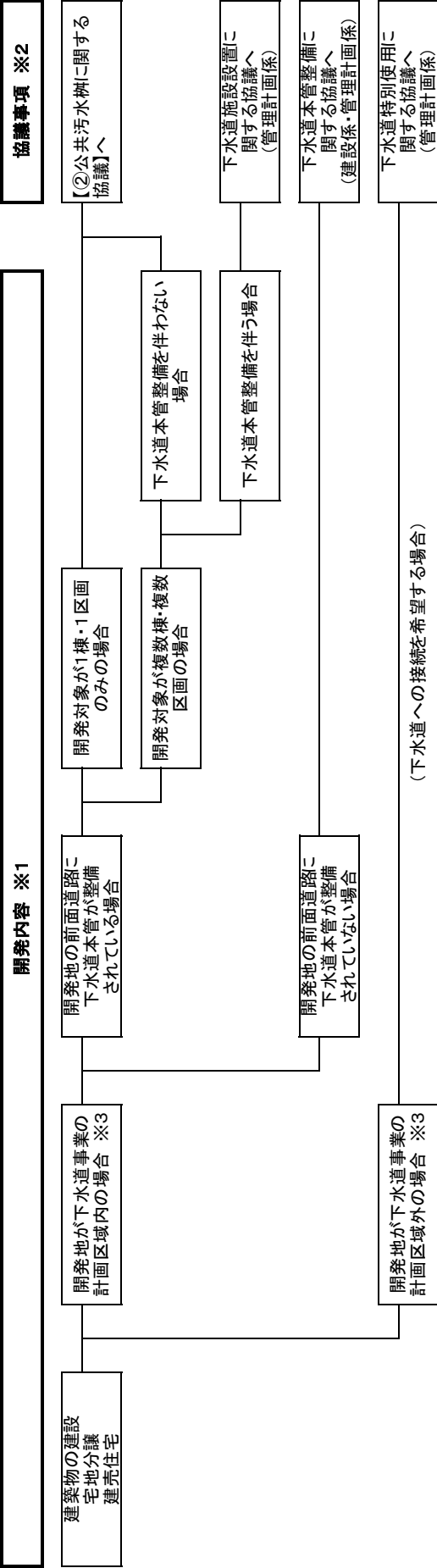
排水設備フロー図



排水設備工事確認申請に伴う手続きについて（令和6年4月～）

下水道建設課

【①開発行為に関する協議】



※1 開発内容は代表的なケースについて記載。

※2 協議の詳細については担当係に確認すること。

※3 開発地が下水道事業の計画区域かどうかは管理計画係に確認すること。

【②公共汚水樹に関する協議】

協議事項 ※1	協議結果	排水設備等工事 確認申請書 ※2	各種申請・契約・その他必要書類 (不要の場合あり)
公共汚水樹がない場合	市費にて樹設置 (建設係)	公共汚水樹新設	各種占用 申請・許可 その他必要書類 ※4 工事契約 ※5 工事施工
公共汚水樹を増設する 場合	市費にて樹設置 (建設係) ※3	公共汚水樹新設	各種占用 申請・許可 その他必要書類 ※4 工事契約 ※5 工事施工
	私費にて樹設置 (施設係)	公共汚水樹新設・16条	各種占用 申請・許可 その他必要書類 ※4 16条申請 工事施工
公共汚水樹の切下げ・ 嵩上げ・移設・入替・撤去	私費にて樹設置 (施設係)	公共汚水樹補修(撤去)・ 16条	各種占用 申請・許可 その他必要書類 ※4 16条申請 工事施工
公共汚水樹が破壊・旧タ イプ又は路上樹の場合	市費にて樹補修等 (維持係)	公共汚水樹補修(交換)	各種占用 申請・許可 工事契約 ※5 工事施工

※1 当該敷地の位置・面積(筆界)、隣地との関連性等を明確に判断できる資料を準備すること。

※2 『(事前確認)下水道建設課』欄に担当者印をもらうこと。

※3 面積要件などの諸条件を満たし、上下水道事業管理者が公共汚水樹の増設を妥当と認めた場合。

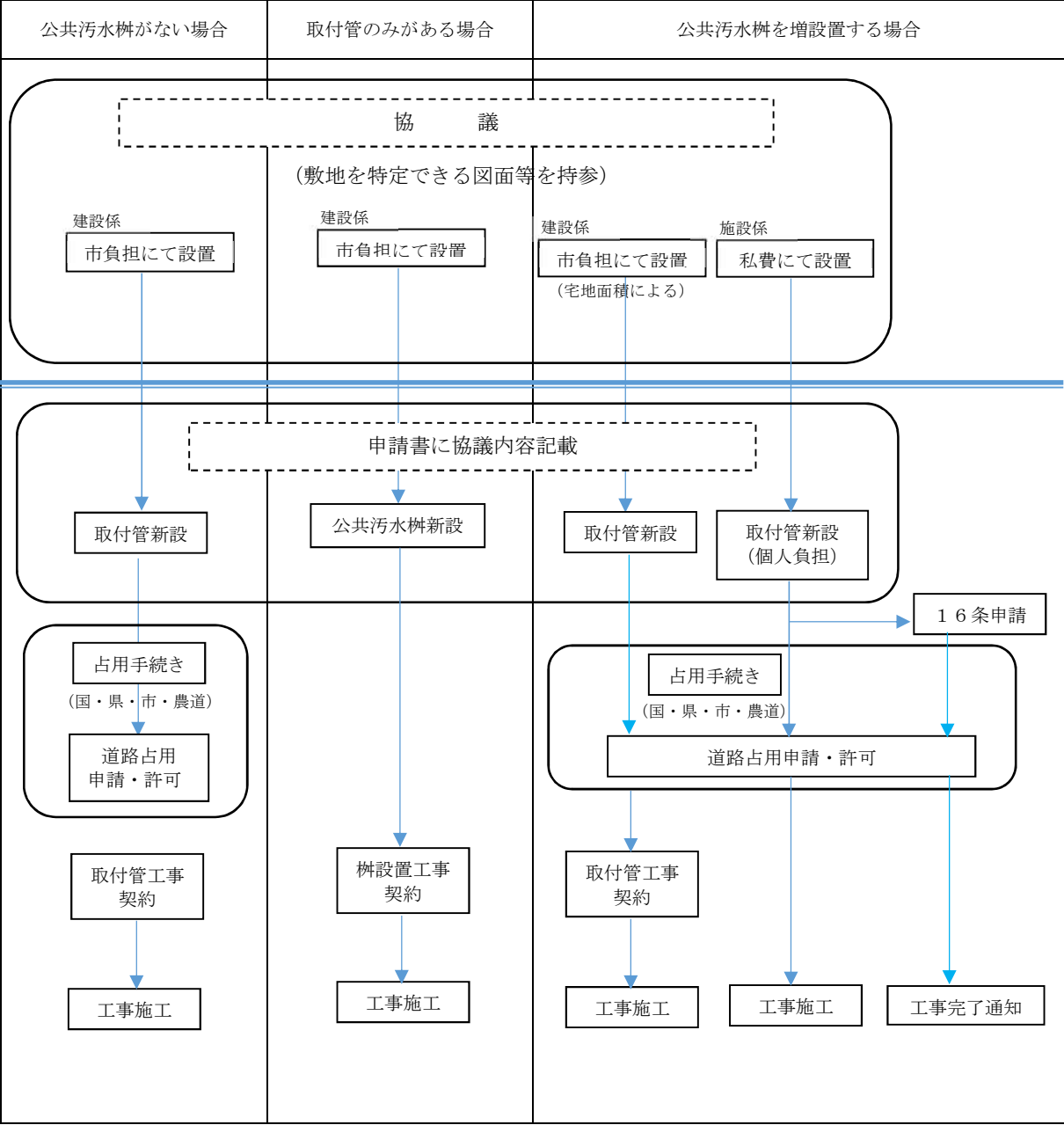
※4 その他必要書類については担当課に確認すること。

※5 工事契約には山形市の入札参加登録が必要となる。また、提出書類は通常の請負工事に準ずる。

排水設備工事・公共汚水枦に関する協議（基本フロー図）

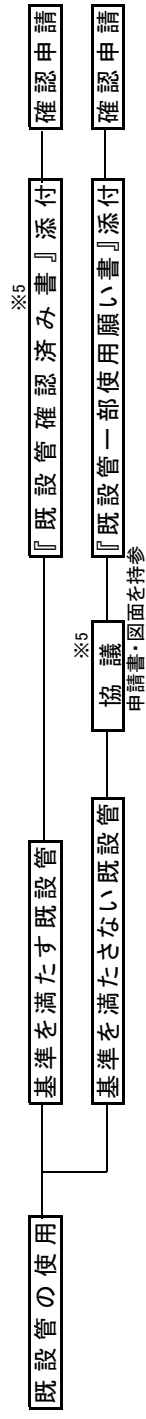
参 考

【下水道建設課へ案内】



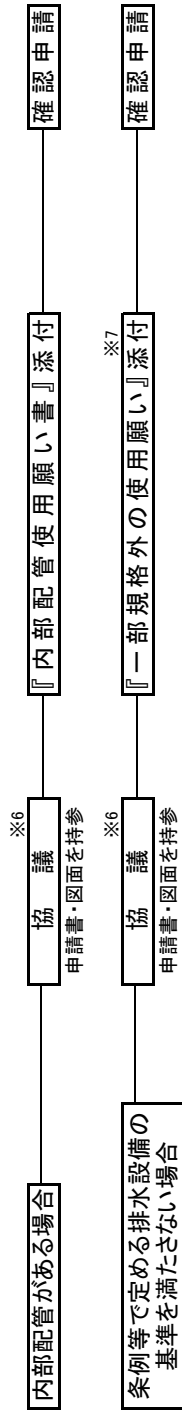
公共汚水枦の切下げ・嵩上げ・移設・入替・撤去 → 施設係

【 既設管使用等に関する協議 】



※5 事前に 管径・勾配・たるみ・曲がり・汚れ・劣化・使用水・誤接続 等を調査し、報告する。

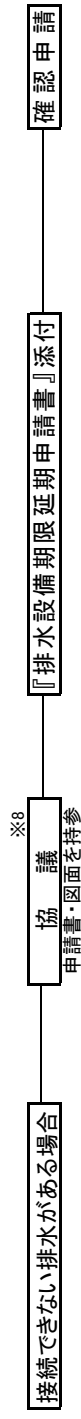
【 排水設備申請に関する協議 】



※6 事前に協議内容に該当する理由を確認しておく。

※7 構造基準により不要の場合有。

【 排水設備期限延期申請に関する協議 】

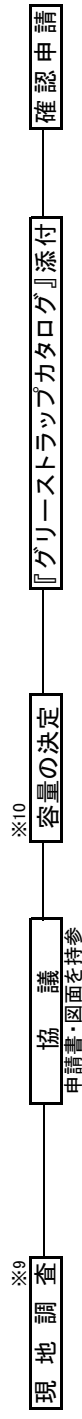


※8 事前に接続できない理由・接続予定期日を確認しておく。(工事中中に接続できない理由が発生した場合は、申請書を直ちに提出すること。)

【 除害設備に関する協議 】

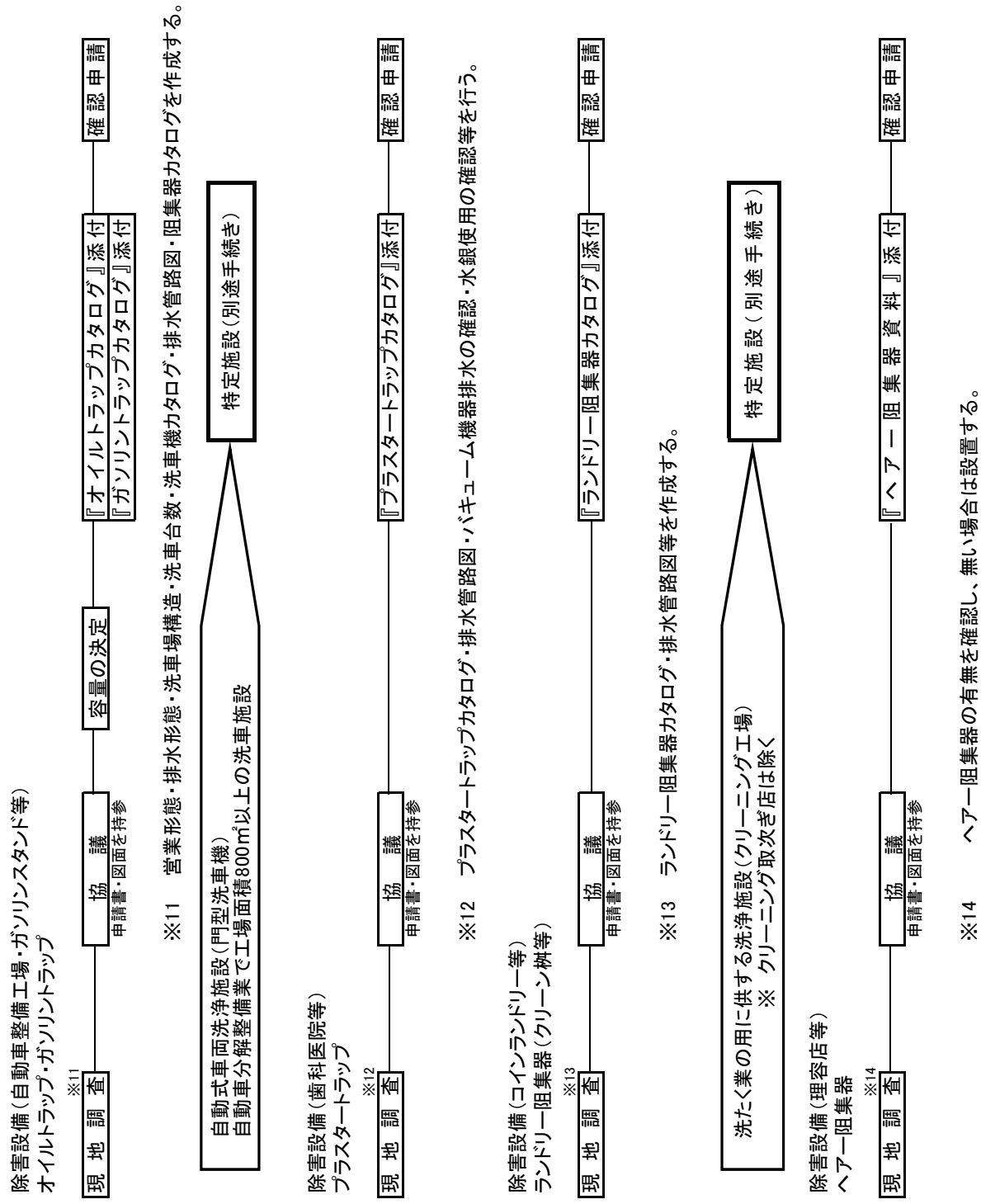
※特定施設の除害設備を除く

除害設備(厨房設備を有する施設)
グリーストラップ



※9 食種・営業時間・店舗面積(従来のHASSによる算定を行う場合は座席数)・阻集器カタログ等を準備する
既設の阻集器を使用する場合、製品のカタログ(現場施工の場合は構造・寸法図を作成)を確認し、使用可能か調査する

※10 現在主に用いられるSHASE-Sによる場合は製品の許容流入流量・阻集グリース量を確認して選定する。

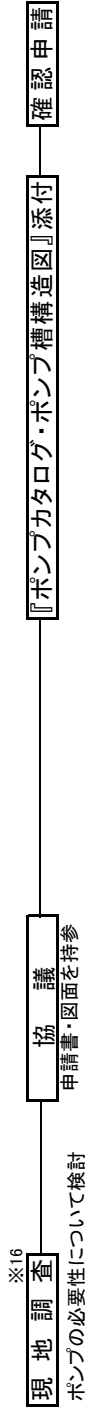


【 貯留槽に関する協議 】



- ※15 建築位置図・敷地面積・部屋タイプ別戸数・排水量算出根拠等の資料整理を行う。
*臭気の発散により、生活環境の保全上支障が生じないようにする措置が必要。

【 ポンプ圧送に関する協議 】



- ※16 ポンプカタログ・ポンプ槽構造図・ポンプ槽容量算定・排水管路図等を作成する。

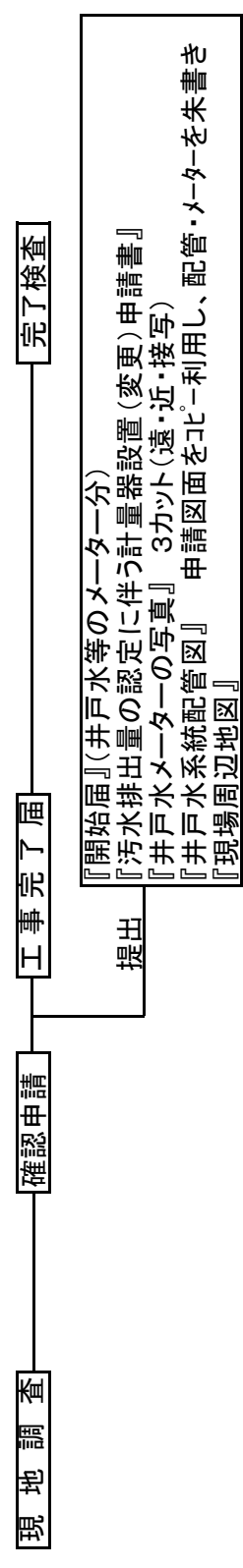
【 ディスポーザ排水処理システム(生物処理タイプ)に関する協議 】



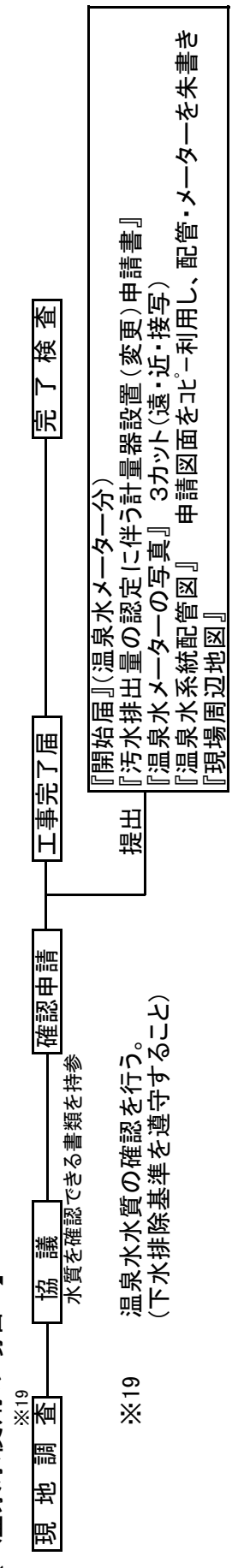
- ※17 公益社団法人日本下水道協会が作成した「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)(平成25年3月)」に基づき、日本下水道協会の製品認証を受けたシステム(ディスポーザ部と生物処理槽部の組み合わせによるもの)のみを設置許可対象とする。

- ※18 確認申請時に契約未締結のため写しを添付できない場合は、ディスポーザ排水処理システムの使用開始前までに写しを提出すること。

【 井戸水等使用の場合 】



【 温泉水使用の場合 】



【 申請と異なった配管となる場合 】

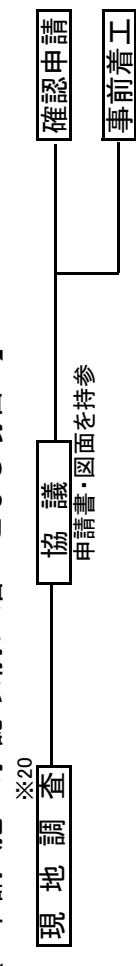


【 申請と異なった工期となる場合 】



* 提出を忘れることが多数見受けられるので注意すること。

【 申請・施工承認以前に着工となる場合 】



※20 浄化槽の破損など緊急に着工する必要がある場合などやむを得ない理由がある場合は窓口にて相談を受けています。
このとき、申請書・設計図(上下水道技術センター利用の場合は設計下書き)を作成し、給排水センターと協議を行うこと。

【 他人所有の排水設備・公共汚水枀・土地を使用する場合 】



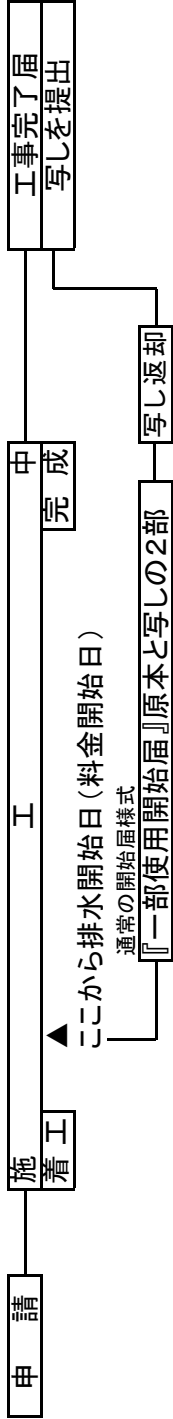
【 確認申請を取り下げする場合 】



* 提出を忘れることが多数見受けられるので注意すること。

【 一部使用開始する場合 】

工事全体的には未完成だが一部分の排水を接続排水する場合
(排水開始日から工事完了届(開始届)提出まで、期間があく場合)



【 責任技術者(本人)の登録内容を変更する場合 】

変更内容	様式	①	②	③
1 所属指定店(退社・入社)				●
2 居住地		●	●	
3 氏名		●	●	

66ページ 責任技術者提出様式

①『責任技術者届出・登録事項変更届』(管理者あて、個人での届出)

67ページ 山形県下水道協会様式

②『責任技術者届出事項変更届』(山形県下水道協会あて、個人での届出)

65ページ 指定店提出様式

③『指定下水道工事店登録内容変更届』(管理者あて、指定店での届出)

【 指定店の登録内容を変更する場合 】

変更内容	様式	①	②	③
4 指定店商号				●
5 指定店住所				●
6 指定店代表者				●
7 登録責任技術者の増・減				●

※前記1と同じ

添付書類
現在事項全部証明書
現在事項全部証明書
現在事項全部証明書、代表者の身分証明書、代表者の履歴書又は経歴書(いずれも写真貼付)
変更後の責任技術者名簿、増員の場合のみ該当者の責任技術者証の写し

その他の注意事項

・排水設備工事設計書・材料調書

- 融資あっ旋制度を利用する申請のみに添付してください。

・完了検査

- 工事が完了した日から5日以内に完了届を提出し、速やかに完了検査を受けなければなりません。
※山形市下水道条例第6条
- チェックシートは現場で記入し、申請者の確認(署名)を得たうえで完成検査の受付時に提出してください。
- 外構工事の終了前に、柵の深さや地盤高が未確定の状態で行なわれる完成検査を受ける指定工事店が見受けられます。この場合、未完成ですので検査は行えません。一部使用開始届や工期変更届を必ず提出し、外構工事終了後に完成検査を受けてください。
- 現場を十分確認せず、現状と異なる完成図面を提出した場合は、違反点数を賦課する場合があります。担当する責任技術者が責任を持って現場を確認し、完成図面を作成してください。

・施 工

- 器具トラップの設置状況を調査せず、排水設備工事を行っているものが見受けられます。
トラップの有無は排水設備工事の基本ですので確実に調査の上、施工すること。
- 山形市の下水道は、汚水と雨水を分離して排除する分流式下水道です。管および柵の漏水や、排水口への雨水の流入には十分に注意してください。不備がある場合は修繕などを命じます。
- 公共汚水柵への接続は底付けを基本としますが、やむを得ず滝落しを行う場合は、落差60cm以内とすること。
- 塩ビ製の公共汚水柵に滝落し接続する場合、接続方法は専用継手を使用する等、止水性能を長期に渡り確保できる構造の接続方法とすること。
- コンクリート製公共汚水柵で、柵内部への突き出し配管が見受けられますが、堆積・飛び跳ね対策はインパートの肩を盛る等や、柵底への接続で対応してください。

- 内部副管の設置については、公共汚水柵が人孔の場合のみ認めています。維持管理上、口径300mm・500mmの公共汚水柵では認めていないので、注意してください。
- ポンプを使用する場合は、排水管の保護や公共汚水柵での飛び跳ね防止のため、一旦ドロップ柵に接続するなどして勢いを抑えてください。
- 既存グリーストラップへ曝気を伴う処理装置を追加した場合、分離した油脂分が乳濁し、そのまま下流側へ排出される弊害がおこるため、曝気を伴う処理装置の追加は禁止されています。
- 浅型グリーストラップについては、維持管理を怠ると、厨房へ逆流するなどの弊害の恐れがあるため、設置については、使用者への十分な説明をしてください。
- 蔵王温泉地区は酸性土壌のため、腐食防止の観点からコンクリート製汚水柵は使用せず、樹脂製の公共汚水柵を使用すること。
- 温泉水を接続する場合は、水質が下水排除基準(温泉水)に適合することが条件となるため、注意を要します。基準に適合しない温泉水及びその温泉水を含む排水は下水道へ流せません。下水道へ流すには、除害施設を設置して基準に適合させなければならないので注意してください。

・その他

- 排水設備等工事確認申請書の予定工期を過ぎる場合は速やかに工期変更届を提出してください。
- 排水設備等工事確認申請書の提出後、申請者の都合で取りやめとなった場合は、速やかに工事確認申請書の取り下げ手続きを行ってください。
- 排水設備等工事確認申請書の提出後、申請内容が変更となった場合は、速やかに変更内容に合った排水設備等工事確認申請書の変更届を提出してください。(様式はホームページに掲載)

グリーストラップの容量算定について（令和〇年〇月）

算定方法は工場製阻集器・現場施工阻集器の双方において SHASE-S 217 又はHASS 206 空気調和・衛生工学会規格を用いて算定する

〔グリース阻集器の選定 SHASE-S 217 又はHASS 206 空気調和・衛生工学会規格〕

〔 SHASE又はHASS を用いての算定が困難な場合（営業形態が分類に当てはまらない場合）〕

$$V(\text{ℓ}) = \frac{1\text{日の使用水量}(\text{ℓ}) \times \text{滞留時間}(2\text{時間})}{\text{営業時間}}$$

※SHASE-S 217 を用いて阻集器を選定する際の注意点
例)

【算定因子】		
食種	洋食	
店舗全面積	120 m ²	
1日当たりの厨房使用時間	720 min/日	
阻集グリース掃除周期	7 日	
たい積残さ掃除周期	30 日	
※バスケット清掃は毎日行うこと。		



☆ 許容流入容量 (ℓ/min)	119 ℓ/min	以上
☆ 標準グリース阻集量 (kg)	45 kg	以上
上記性能のグリーストラップを使用し、掃除周期は左記の通りとする。		
【2023年4月1日】		
上下水道部業務課給排水係（給排水センター）		

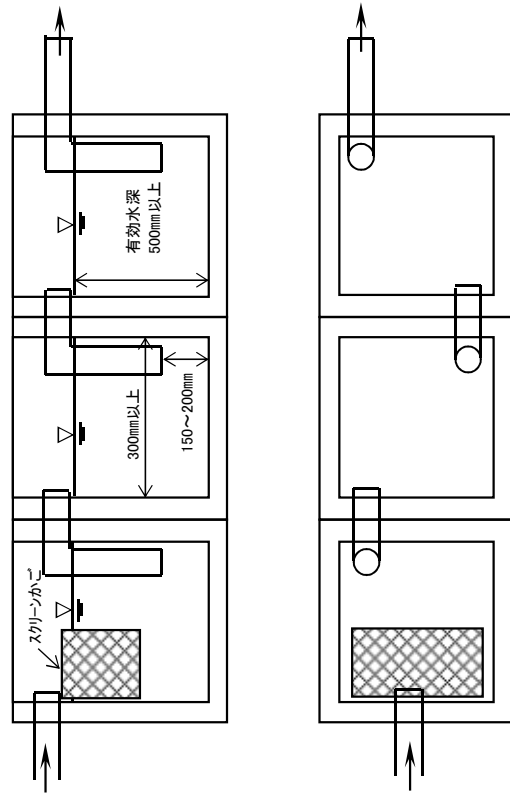


算定のためには①食種②店舗全面積（風除室等を除く総面積）③グリース掃除周期（油脂のすくい取り）④たい積残さ掃除周期（清掃業者による汚泥の抜き取り）を調べる。

従来用いてきた単位の”容量”とは違うものです。各社のカタログ（製品毎）に☆許容流入流量と☆標準グリース阻集量が記載されています。申請書には性能がわかるページをコピーし、添付してください。

〔 参 考 〕

現場施工グリース阻集器構造図



※スクリーンかごは、毎日の維持管理清掃を考慮し、1槽目上流の厨房内に別途設けてもよい。

※オゾン処理の装置を追加したり油脂分解菌の投入だけでは、滞留時間（3～4分）の関係上、確実な処理は見込めません。
又、既存グリーストラップへ曝気を伴う処理装置を追加した場合、分離した油脂分が乳濁し、そのまま下流側へ排出される弊害がおこるため、曝気を伴う処理装置の追加は禁止されています。

下水道排除基準

対 象 者		特 定 施 設 設 置 者			特定施設を設置していない者		(参 考) 山形県生活環境 の保全等に関す る条例上乗基準
排 水 量 (㎡/日)		50㎡以上	20㎡以上 50㎡未満	20㎡未満	20㎡以上	20㎡未満	
健 康 項 目 (有 害 物 質)	カドミウム及びその化合物	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下	同 左
	シアン化合物	1 "	1 "	1 "	1 "	1 "	"
	有機リン化合物	1 "	1 "	1 "	1 "	1 "	"
	鉛及びその化合物	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "	"
	六価クロム化合物	0.2 "	0.2 "	0.2 "	0.2 "	0.2 "	"
	ひ素及びその化合物	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "	"
	水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.005 "	0.005 "	0.005 "	0.005 "	0.005 "	"
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	"
	PCB	0.003 "	0.003 "	0.003 "	0.003 "	0.003 "	"
	トリクロロエチレン	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "	"
	テトラクロロエチレン	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "	"
	ジクロロメタン	0.2 "	0.2 "	0.2 "	0.2 "	0.2 "	"
	四塩化炭素	0.02 "	0.02 "	0.02 "	0.02 "	0.02 "	"
	1, 2-ジクロロエタン	0.04 "	0.04 "	0.04 "	0.04 "	0.04 "	"
	1, 1-ジクロロエチレン	1.0 "	1.0 "	1.0 "	1.0 "	1.0 "	"
	シス-1, 2ジクロロエチレン	0.4 "	0.4 "	0.4 "	0.4 "	0.4 "	"
	1, 1, 1-トリクロロエタン	3 "	3 "	3 "	3 "	3 "	"
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 "	0.06 "	0.06 "	0.06 "	0.06 "	"
	1, 3-ジクロロプロペン	0.02 "	0.02 "	0.02 "	0.02 "	0.02 "	"
	チウラム	0.06 "	0.06 "	0.06 "	0.06 "	0.06 "	"
	シマジン	0.03 "	0.03 "	0.03 "	0.03 "	0.03 "	"
	チオベンカルブ	0.2 "	0.2 "	0.2 "	0.2 "	0.2 "	"
	ベンゼン	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "	"
	セレン及びその化合物	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "	"
	ほう素及びその化合物	10 "	10 "	10 "	10 "	10 "	"
	ふっ素及びその化合物	8 "	8 "	8 "	8 "	8 "	"
	1, 4-ジオキサン	0.5 "	0.5 "	0.5 "	0.5 "	0.5 "	"
	ダイオキシン類	10 "	10 "	10 "	10 "	10 "	"
生 活 環 境 項 目 (汚 染 物 質)	フェノール類	5 "	5 "	5 "	5 "	5 "	"
	銅及びその化合物	1 "	1 "	1 "	1 "	1 "	"
	亜鉛及びその化合物	2 "	2 "	2 "	2 "	2 "	5
	鉄及びその化合物(溶解性)	10 "	10 "	10 "	10 "	10 "	同左
	マンガン及びその化合物(溶解性)	5 "	5 "	5 "	5 "	5 "	"
	クロム及びその化合物	2 "	2 "	2 "	2 "	2 "	"
	アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素含有量	380 未満	380 未満	—	380 未満	—	100
	生物化学的酸素要求量(BOD)	600 "	600 "	—	600 "	—	160
	浮遊物質(SS)	600 "	600 "	—	600 "	—	200
	ノルマルヘキサン 抽出物質 含有量	鉛 油 類	5 以下	5 以下	5 以下	5 以下	同左
		動植物油脂類	30 "	30 "	30 "	30 "	10
	水素イオン指数(pH)	を超過 5.0 未満 9.0	を超過 5.0 未満 9.0	を超過 5.0 未満 9.0	を超過 5.0 未満 9.0	を超過 5.0 未満 9.0	5.8 以上 8.6 以下
	温 度	45 未満	45 未満	45 未満	45 未満	45 未満	—
	よう素消費量	220 "	220 "	220 "	220 "	220 "	—

(備 考)

1. 単位は、pH、温度、ダイオキシン類を除き、すべて【mg/l】である。
2. 温度の単位は、【℃】である。
3. ダイオキシン類の単位は、【pg/l】である。
4. ほう素及びその化合物・ふっ素及びその化合物・アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素については業種により異なる暫定排水基準がある。(適用期間: 令和4年7月1日～令和7年6月30日まで)
5. 網掛け部分は、直罰等による規制に係る排除基準である。
6. 下水道に接続せず、公共用水域に直接放流する場合は、水質汚濁防止法及び同法による山形県生活環境の保全等に関する条例上乗基準が適用される。(下水道排除基準にない大腸菌数は、1mlにつき800コロニー形成単位以下) 令和7年4月1日～

決 裁	要決裁	課 長	課長補佐	係 長	係	工事施工承認

排水設備等工事確認申請書

(宛先) 山形市上下水道事業管理者

みだしの工事の確認を受けたいので、山形市下水道条例施行規程第5条の規定により、
関係書類を添えて申請します。年 月 日

排水設備者 (申請者)	住所 (TEL) ()		(ふりがな) 氏 名	
使用者 (使用料支払者)	住所 (TEL) ()		(ふりがな) 氏 名	
指定工事店名	指定工事店 番 号 ()	所 在 地		
		名 称 及 び 代 表 者	(TEL) ()	
		責任技術者	(登録番号) 氏 名	
排水設備設置場所		山形市		
予 定 工 期		年 月 日 ~ 年 月 日		
工 事 種 別	☐ 新 設 ☐ 増 設		使 用 水	☐ 水道水 ☐ 井戸水
	☐ 改 築 ☐ 仮 設		給 水 装 置 番 号	
使用コード及び使用人数		・ 人	水道メーター番号	φ mm・ -
水 洗 便 所 工 事	☐ 家 屋 新 築		(口 径 変 更)	φ mm・ -
	☐ 汲 取 便 所 改 造 ☐ 浄 化 槽 切 替		資金融資あつ旋	☐ 有 ☐ 無
○特記事項・添付書類				

受 付 番 号	(事前確認) 下 水 道 建 設 課
	確 認 ☐ 取付管新設 ☐ 公共汚水樹新設 ☐ 公共汚水樹入替 ㊟ ☐ 特別使用 ☐ 16条 ☐ ()

業 務 課 確 認	お 客 さ ま セ ン タ ー 確 認	下 水 道 建 設 課 確 認
下水道使用開始届 ☐ 要 ☐ 不要 ㊟	(カード) ☐ 有 ☐ 無 ㊟	(賦 課) ☐ 済 ☐ 未 ㊟

確 認 ☐ 図	本 管 理 設	処 理 区 域		排 水 設 備 番 号
台帳番号	年度	☐ 単 独 ☐ 特 環		受 付 印
		☐ 流 域 ☐ そ の 他		
工事完了検査	業 務 責 任 者	副 業 務 責 任 者	受付・審査担当	備 考
				給 水 装 置 工 事 同 社 ・ 有 ・ 無 ()

既設管一部使用願い書

(宛先) 山形市上下水道事業管理者

私事、このたびの排水設備工事に際し、既設管の一部使用を次の理由・内容により承認くださるようお願いいたします。

なお、本行為に起因する問題が生じた場合は、自己責任において対処するとともに、維持管理においても責任をもって行います。

理 由 ・ 内 容

年 月 日

申請者 住所 _____

氏名 _____

上記の既設管の管径・勾配・たるみ・曲がり・劣化等問題ないことを確認
しました。

年 月 日

現場状況にあった
文章にすること。

指定工事店 住所 _____

名称及び
代表者名 _____

※申請者は副本（本書の写し）を保管してください。

既設管確認済み書

(宛先) 山形市上下水道事業管理者

このたびの排水設備工事に際し、一部使用の既設管の管径・勾配・たるみ・曲がり・劣化等問題ないことを確認しました。

現場状況にあった
文章にすること。

年 月 日

指定工事店 住所 _____

名称 _____

※申請者は副本（本書の写し）を保管してください。

内部配管使用願い書

(宛先) 山形市上下水道事業管理者

私事、このたびの排水設備工事に際し、内部配管の使用を次の理由・内容により承認くださるようお願いいたします。

なお、本行為に起因する問題が生じた場合は、自己責任において対処するとともに、維持管理においても責任をもって行います。

理 由 ・ 内 容

年 月 日

申請者 住所 _____

氏名 _____

※申請者は副本（本書の写し）を保管してください。

一部規格外の使用願い書

(宛先) 山形市上下水道事業管理者

私事、このたびの排水設備工事の設計において、一部規格外の使用を次の理由・内容により承認くださるようお願いいたします。

なお、本行為に起因する問題が生じた場合は、自己責任において対処するとともに、維持管理においても責任をもって行います。

理 由 ・ 内 容

年 月 日

申請者 住所 _____

氏名 _____

※申請者は副本（本書の写し）を保管してください。

年 月 日

(宛先) 山形市上下水道事業管理者

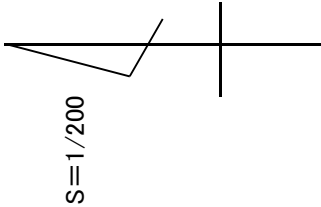
申請者 住 所
(ふりがな)
氏 名

排水設備等期限延期申請書

山形市下水道条例施行規程第2条本文に規定する期限内に設置できないので、下記期限まで延期を承認して下さるようお願いします。

排水設備を 設置すべき場所	山形市
義務期間	年 月 日
延期期限	年 月 日
理由	
※ 尚、上記の理由の為に起こる下水道料金については、一切異議申し立ていたしません。	
使用料支払者_____	

受付番号	設備設置場所	義務者名	指定工事店名	給装番号	メータ番号	排水設備番号	施工承認 年月日	印



※ A3サイズです

決裁印

課長	課長補佐	係長	係
業務責任者	副業務責任者	受付・審査担当	

排水設備工事変更承認願
山形市上下水道事業管理者様

年度、受付番号 号の工事を次により変更したいのでご承認ください。

指定工事店	住所
	名称及び 代表者氏名
変更内容	
変更理由	

年 月 日

(宛先) 山形市上下水道事業管理者

排水設備義務者

住 所

氏 名

山形市指定下水道工事店 ()

所在地

代表者

排水設備工事の工期変更届

下記の理由により、工事期間の変更を届け出ます。

受 付 番 号

変 更 理 由

変更前工期 年 月 日 ～ 年 月 日

変更後工期 年 月 日 ～ 年 月 日

年 月 日

(宛先) 山形市上下水道事業管理者

排水設備義務者

住 所

氏 名

指定下水道工事店 ()

所在地

代表者名

排水設備工事の工事確認申請書の取下げについて

先に提出した工事確認申請書を下記の理由により取下げしますので、よろしくお願いいたします。

記

1. 受 付 番 号

2. 取り下げ理由

3. そ の 他

年 月 日

(宛先) 山形市上下水道事業管理者

指定工事店 ()

所 在 地

名称及び

代 表 者

(TEL) ()

排水設備等工事確認申請書の変更届

山形市下水道条例施行規程第5条の規定により提出した、みだしの申請書について下記のとおり申請内容の変更を届け出ます。

記

受 付 番 号

変 更 内 容

変更前

変更後

年 月 日

(宛先) 山形市上下水道事業管理者

排水設備義務者

住 所

氏 名

排水設備等工事確認申請書の変更届

山形市下水道条例施行規程第5条の規定により提出した、みだしの申請書について下記のとおり申請内容の変更を届け出ます。

記

受 付 番 号

変 更 内 容 指定工事店及び責任技術者

変更前

指定工事店 ()

所 在 地

名称及び

代 表 者

(TEL) ()

責任技術者 (登録番号)

氏名

変更後

指定工事店 ()

所 在 地

名称及び

代 表 者

(TEL) ()

責任技術者 (登録番号)

氏名

年 月 日

(宛先) 山形市上下水道事業管理者

排水設備義務者

住 所

氏 名

排水設備等工事確認申請書の変更届

山形市下水道条例施行規程第5条の規定により提出した、みだしの申請書について下記のとおり申請内容の変更を届け出ます。

記

受 付 番 号

変 更 理 由

変 更 内 容 排水設備義務者（申請者）

変更前

排水設備義務者

住 所 _____

氏 名 _____

変更後

排水設備義務者

住 所 _____

氏 名 _____

年 月 日

(宛先) 山形市上下水道事業管理者

指定工事店 ()

所 在 地

名称及び

代 表 者

(TEL) ()

排水設備等工事確認申請書の変更届

山形市下水道条例施行規程第5条の規定により提出した、みだしの申請書について下記のとおり申請内容の変更を届け出ます。

記

受 付 番 号

変 更 内 容

責任技術者

変更前

責任技術者 (登録番号)

氏名

変更後

責任技術者 (登録番号)

氏名

年 月 日

(宛先) 山形市上下水道事業管理者

指定工事店 ()

所 在 地

名称及び

代 表 者

(TEL) ()

排水設備等工事確認申請書の変更届

山形市下水道条例施行規程第5条の規定により提出した、みだしの申請書について下記のとおり申請内容の変更を届け出ます。

記

受 付 番 号

変 更 内 容

代表者

変更前

代表者

氏名

変更後

代表者

氏名

年 月 日

(宛先) 山形市上下水道事業管理者

指定工事店 ()

所 在 地

名称及び

代 表 者

(TEL) ()

排水設備等工事確認申請書の変更届

山形市下水道条例施行規程第5条の規定により提出した、みだしの申請書について下記のとおり申請内容の変更を届け出ます。

記

受 付 番 号

変 更 内 容 指定工事店所在地の変更

変更前

所在地

変更後

所在地

決 裁	要 決 裁	課 長	課長補佐	係 長	係
	(同) 所定の規定に基づき、検査を執行した結果合格と認められるので検査済証を交付してよろしいでしょうか。				

年 月 日

(宛先) 山形市上下水道事業管理者

住 所
 排水設備義務者
 (ふりがな)
 氏 名
 所 在 地
 山形市指定下水道工事店
 指定店番号 () 代表者名

排水設備等工事完了届

みだしの工事が完了したので、山形市下水道条例第6条第1項の規定により届けます。

排水設備等設置場所	山 形 市
完 了 年 月 日	年 月 日
排出水の水量及び水質	水 量 $\text{m}^3/\text{日}$ 水 質 別紙水質試験成績書のとおり。
汚 水 の 処 理 方 法	

給排水センター確認

業 務 責 任 者	副業務責任者	受付・審査担当

工事完了検査

	☐ 現地確認 ☐ 書類確認
--	--

お客様センター確認

使用開始届受付®	利用促進
	☐ カード ☐ マップ

業 務 課 確 認

☐ 融 資 ☐ 下 水 道 使 用 料
--

下 水 道 建 設 課 確 認

受益者負担金 ☐ 賦 課
--

受 付 番 号
排 水 設 備 番 号

受 付 印

排水設備工事予エックシール

[illegible]

そ の 他	
1. グリーストラップ	
業 種 名 (喫茶店など)	[]
○ グリーストラップ計算式	
☐ 現場打ち及び角材使用による2時間滞留を基にした計算式を使用。	
☐ 工場2次製品によるSHASE(又はHASS)を基にした計算式を使用。	
○ 構造	材 質..... ☐ コンクリート..... ☐ 有
	 ☐ 2次製品 (FRP, ステンレス)..... ☐ 取付
	スクリーン槽(ステンレスごみ取りかご)..... ☐ 無..... ☐ 良好
	有効水深..... ☐ 不良..... ☐ 手直し
	 ☐ 不正..... ☐ 手直し
	槽内配管 流入、流出配管エルボ返し..... ☐ 不正..... ☐ 手直し
○ 維持管理 グリーストラップを設置している場合は、使用者に定期的 に維持管理(清掃、点検)をするよう説明してください。	
確 認	
□ 説 明 済 み	
2. 特殊な排水設備 (該当する場合は記入してください)	
○ 特定施設	特定施設に該当する事業所の排水設備工事は、工事着工前に、給排水係 と打合せ、必要な届け出をしなければなりません
確 認	
□ 提 出 済 み	
○ 特別使用	特別使用の場合は、工事着工前に下水道建設課管理計画係 (特別使用 係) と事前に打合せ、必要な届け出をしなければなりません
確 認	
□ 提 出 済 み	
3. 水 道 メ ー タ ー	
○ 開 始 届 水道メーターに関する記入事項は、必ずメーターを確認してから記入してください (給水装置番号, メーター番号, 開始時メーター読み等)	
○ 水道メーター.....	給水装置番号..... ☐ 確 認
	水道メーター番号..... ☐ 確 認
	開始時メーター読み..... ☐ 確 認
使用開始後口径変更..... ☐ 有	
..... ☐ 無	
4. 井戸水・温泉水メーターがある場合	
○ 開 始 届 個別メーターに関する記入事項は、必ずメーターを確認してから記入してください (メーター口径、開始時メーター読み等)	
○ 個別メーター.....	
開始時メーター読み..... ☐ 確 認	
○ 書類の提出 汚水排水量認定のお願い、メーターの写真、完成図面(メーター、給水ラインを赤記入)、現場周辺地図	
確 認	
○ 使用 量 使用水が井戸水等 (山形市・企業団の水道水以外) の場合、そのメー ターの読みを営業課下水道料金係 (内線116) まで報告いただくお 説明してください。 (報告する日奇数月の5日 まで)	
確 認	
□ 提 出 済 み	

- 排水設備完了検査チェックシート記載注意事項
- この排水設備完了検査チェックシートは、工事精算時に完了届、開始届と一緒に提出してください。
 - 必ず担当責任技術者が現場を確認の上、記入してください。
また、その際には義務者の方に現場確認に同った確認をもらってください。
 - ※印以外の記入欄はすべて記入してください。
 - 該当する事項の「□」に、赤ペンで「レ」点を記入してください。

記載例（イ）

←提出時消すこと

排水設備接続の同意書

（甲）所有の排水設備に、（乙）所有の排水設備を接続し、公共下水道へ接続することにより下記のとおり同意します。

記

1. 設置場所 山形市

2. 工事内容 排水設備工事

管種・管径 _____

3. この土地の所有権等に移転する場合は、その権利等を承継した者がこれと同じ条件で承諾するものとする。

4. 土地及び排水設備の使用期間は、管存続中とする。

5. その他、必要な事項については甲乙で別に定めるものとする。

6. 同意書については2部作成、甲乙でそれぞれ保管し（写）を確認申請書に添付する。

年 月 日

甲 住 所
氏 名

乙 住 所
氏 名

記載例（口）

排水設備埋設の同意書

(甲) 所有の土地に、(乙) 所有の排水設備を埋設し、公共下水道へ接続することに
下記のとおりに同意します。

記

1. 設備場所 山形市

2. 工事内容

管種・管径 _____

3. この土地（通路）の所有権等を移転する場合は、その権利等を承継した者がこれと同じ条件で承諾するものとする。

4. 土地（通路）の使用期間は、管存続中とする。

5. その他、必要な事項については甲乙で別に定めるものとする。

6. 同意書については2部作成、甲乙でそれぞれ保管し(写)を確認申請書に添付する。

年 月 日

[illegible]

乙 住 所
氏 名

別記様式第5号

要 決 裁	業務責任者	副業務責任者	担 当		交付枚数	交付手数料	処理年月日
				上水道	枚	円	年
				下水道	枚	円	月 日

(伺) 下記のとおり交付してよいでしょうか。

給水装置工事台帳
排水設備工事台帳 複写交付申請書

(宛先) 山形市上下水道事業管理者 年 月 日

☐ 給水装置 ☐ 排水設備		番 号※	
		場 所	山形市
申 請 者	☐ 本 人 (自署又は記名押印)	住 所	
		氏 名	
	☐ 代理人	住 所	
		事業者名	
		氏 名	
申 請 事 由		☐ 給水装置工事申請 ☐ 売買 ☐ 排水設備工事申請 ☐ その他 ()	

※ 次の図面の場合は各略記号を先頭に付して申請すること。
 道路分・・・D 道路本線・・・H 内線・・・N

必要部数	部
------	---

同 意 書
 (申請者が所有者と異なる場合のみ記入して下さい。)
 申請者が私の所有する(給水装置・排水設備)工事台帳複写の交付を受けることに同意します。

年 月 日

(所有者) 住 所 (依頼する方) _____

氏 名 _____

(自署でない場合は、押印をお願いします。)

平日昼間の連絡先 _____

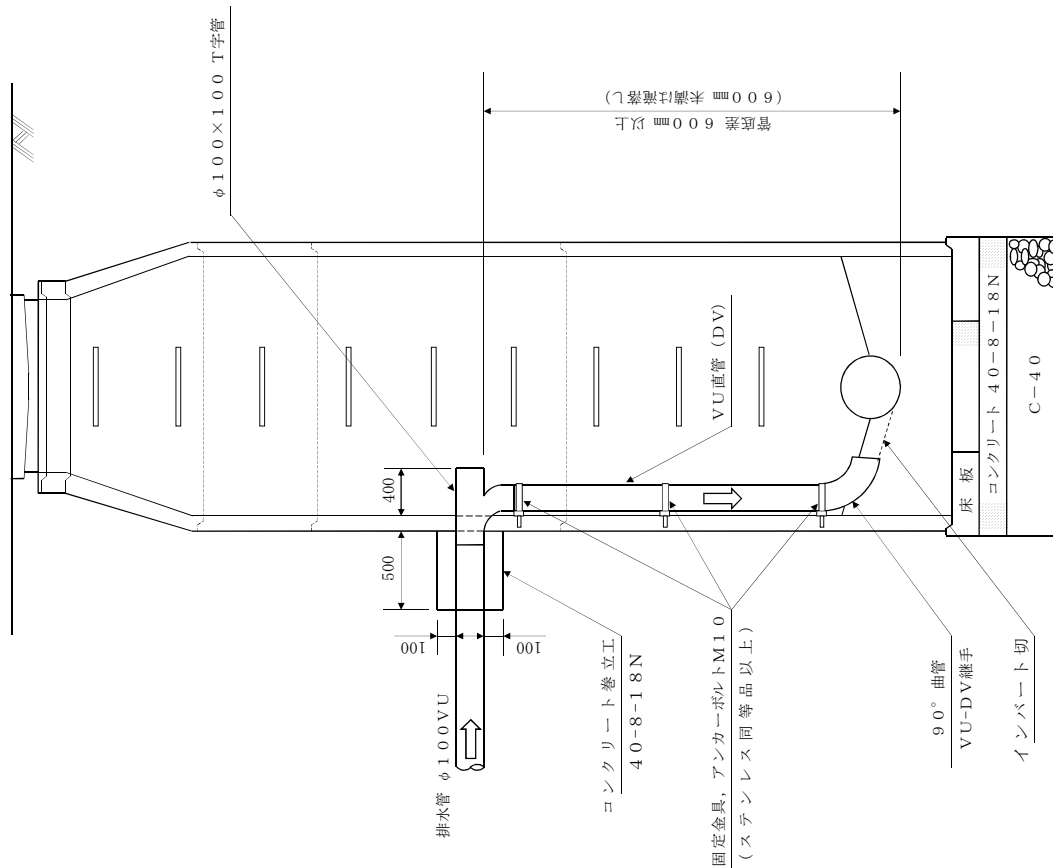
(委任内容について、お電話で確認させていただく場合があります)

注)「同意書」以降は、必ず同意する人自身が記入してください。同意書の偽造又は偽造した同意書の行使をした者は、刑法第159条(私文書偽造等)又は同法第161条(偽造私文書等行使)の規定により罰せられます。

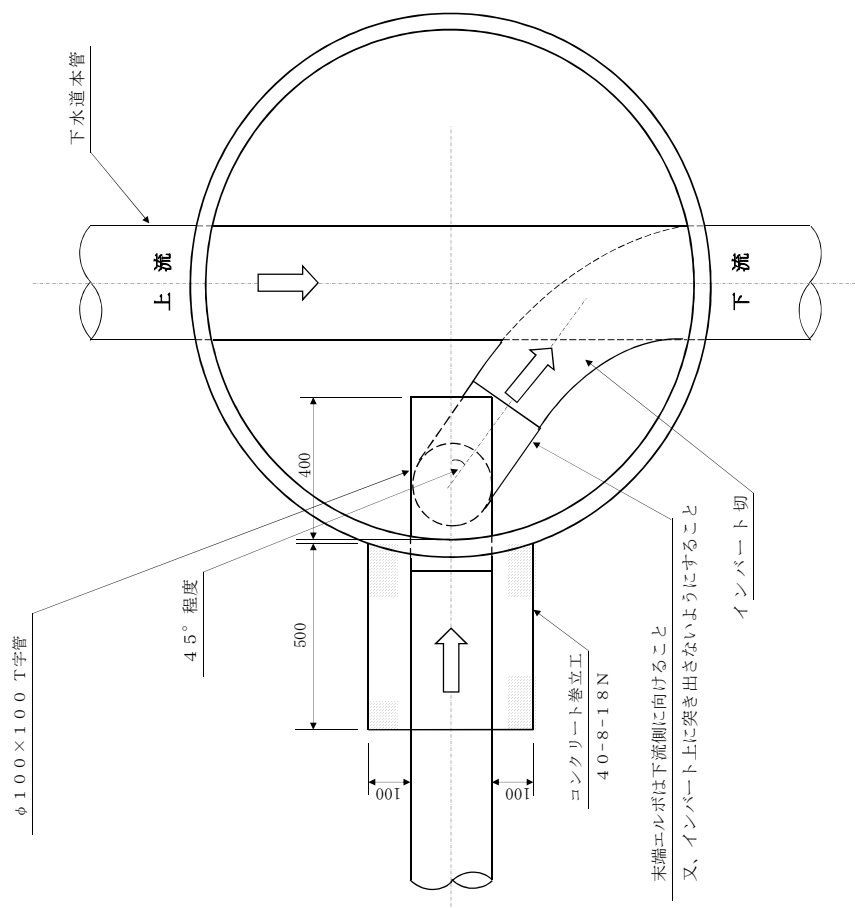
*所有者の同意が得られない場合は、下記に理由を明記のこと。(道路分・道路本線に限る)
 理由

内部副管取付工構造図

断面図



インバート部平面図



(2) 特定施設

特定事業場等について

1. 用語の意味

- 特定施設：人の健康や生活環境等に係る被害を生ずるおそれのある物質や汚水を排出する施設で、具体的には「水質汚濁防止法 施行令 別表第1」又は「ダイオキシン類対策特別措置法 施行令 別表第2」に定められている。
- 特定事業場：特定施設を有する工場又は事業場等で、下水道法に基づく届出等が義務付けられている。
- 除害施設：「下水排除基準」に適合しない水を処理して、基準に適合させるための施設。

2. 根 拠

< 特定事業場 >

- ・水質汚濁防止法施行令第1条、同別表第1
- ・ダイオキシン類対策特別措置法施行令第1条、同別表第2
- ・下水道法第12条の2、12条の3
- ・山形市下水道条例第8条

< 除害施設 >

- ・下水道法第12条
- ・山形市下水道条例第9条
- ・山形市下水道条例施行規程第6条

3. 提出書類

(1) 特定施設設置届出書（様式第六）

- ・特定施設の構造（別紙1）
- ・特定施設の使用の方法（別紙2）
- ・汚水等の処理方法（別紙3・4）
- ・下水の量及び水質
- ・用水及び排水の系統
- ・排水汚水の水量及び水質
- ・工場内の建物の配置図等
- ・操業系統図等
- ・処理系統図
- ・案内図
- ・その他必要な事項

〈提出部数：2部（正・副各1部）〉

(2) 特定施設使用届出書（様式第七）

- ・特定施設の構造（別紙1）
- ・特定施設の使用の方法（別紙2）
- ・汚水等の処理方法（別紙3・4）
- ・下水の量及び水質
- ・用水及び排水の系統
- ・排水汚水の水量及び水質
- ・工場内の建物の配置図等
- ・操業系統図等
- ・処理系統図
- ・案内図
- ・その他必要な事項

〈提出部数：2部（正・副各1部）〉

(3) 除害施設設置等計画届（様式第五）

- ・排水汚水の水量及び水質
- ・汚水等の処理方法（別紙3・4）
- ・除害施設の構造及び機能
- ・工場内の建物の配置図等
- ・操業系統図等
- ・処理系統図
- ・案内図
- ・その他必要な事項

〈提出部数：2部（正・副各1部）〉

〈状況に応じて必要になる諸届〉

- ・公共下水道使用開始(変更)届(様式第四)
- ・公共下水道使用開始届(様式第五)
- ・特定施設の構造等の変更届(様式第八)
- ・氏名変更等届（様式第十）
- ・特定施設使用廃止届（様式第十一）
- ・承継届（様式第十二）

(4) 実施制限期間短縮申請書

(5) 排水設備等工事確認申請

4. 特定施設として特に届出が多い施設

① 「旅館業の用に供する入浴施設」 (一覧表 番号66の3)

※ 下水道法上、通常の旅館業に関してはイ・ロ・ハいずれも特定施設には該当しないが、例外的に温泉を利用する入浴施設は該当する。(一覧表 注1) 特に注意すべきなのが、蔵王温泉はpHが著しく低いため、下水道への排水を禁止している。蔵王温泉地区の旅館などが温泉浴場を接続する場合は、浴場内の勾配の設定や排水溝などの設置により、温泉が下水道へ混入しない構造で施工を行う必要がある。

② 「洗たく業の用に供する洗浄施設」 (一覧表 番号67)

※ クリーニング取次店は除く

コインランドリーは特定施設に該当しないので、「ランドリー阻集器・クリーン枡」等に対応すること。ただし、『事前協議』・『カタログ添付』が必要となる。

○ 業務用特殊洗剤を使用する場合、pH調整槽が必要となる場合がある。

○ クリーニング液(油脂系)は業者回収となるので、産廃処理実績を整理しておくこと。

③ 「病院で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの。

(イ) ちゅう房施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 入浴施設 (一覧表 番号68の2)

※ 「施設の増設」・「病床数が300以上となった場合」は、届け出が必要となりますので忘れないようにしてください。

○ 「ちゅう房施設」⇒グリーストラップの設置が必要となる。

○ 「洗浄施設」⇒超音波洗浄器などの特殊洗浄器を使用した際、汚物が下水に流入しないようにクリーン枡などの分離設備が必要となる。

○ 「入浴施設」⇒温度・pHなどが下水排除基準値内であれば、除害設備の設置は必要としない。

④ 「自動式車両洗浄施設 (門型洗車機)」 (一覧表 番号71)

○ 「洗車後の排水」⇒ オイルトラップなどの油脂分離および泥や砂の分離設備を設置すること。

雨水の流入を極力防ぐため、内側は谷勾配(中央集水)とし下水系統へ、外側は、山勾配としてグレーチングで集水を行い、雨水系統へ接続すること。

5. 有害物質等使用特定事業所について

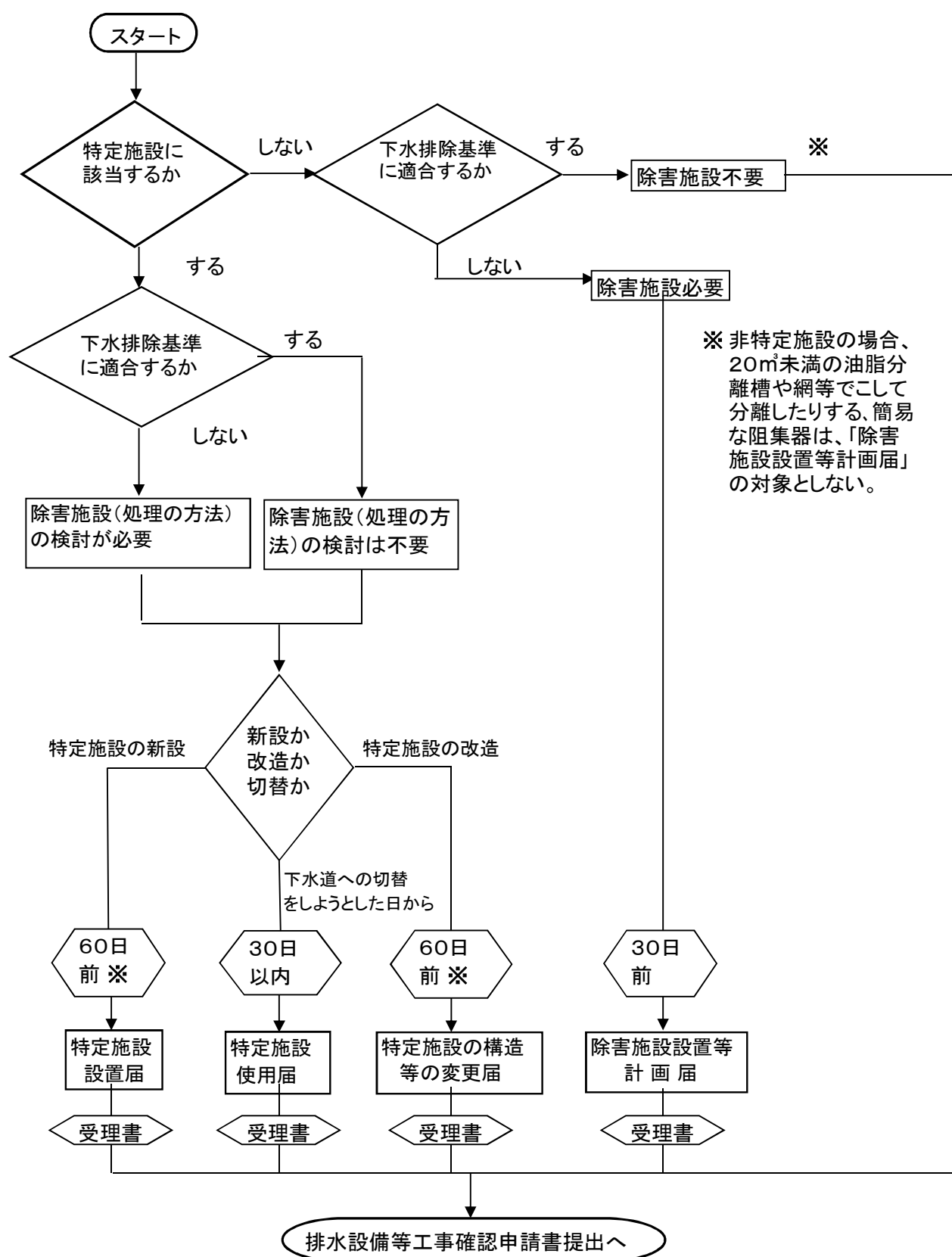
○ 事故時の措置の規定

特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがあるシアン等の有害物質又は油が公共下水道に流入する事故が発生したときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、速やかに公共下水道管理者に届け出なければならないこととする規定(事故時の措置)が追加され、平成17年11月1日より施行されました。

(『下水道法』 第十二条の九 平成17年11月1日 施行)

(『下水道施行令』 第九条の八・九 平成17年11月1日 施行)

6. 除害施設・特定施設の全体フロー



※「実施制限期間短縮申請」により、短縮することができる。

7. その他

- ・ 廃液を全量回収していても、特定施設に該当すれば特定事業場になります。
「特定施設に該当するかどうか」については、事前によく相談してください。
- ・ 必要な水質検査項目は、業種や事業内容により異なります。
事業内容等をよく調査した上で、相談してください。
- ・ 「特定施設使用届出書」（既存施設からの切替）の場合は、事前に特定施設からの
排水の水質検査結果書を提出してください。
水質検査結果によっては、処理施設（除害施設）が不要となる場合もあります。
- ・ 「特定施設設置届出書」「特定施設使用届出書」「特定施設構造等の変更届出書」及び
「除害施設設置等計画届」については、「受理書」を発行します。
「受理書」がない状態では、原則として「排水設備等工事確認申請書」は受け付け
ません。
- ・ 特定施設や除害施設については、排水設備の完了検査と合わせて現場検査を行います。
- ・ 「特定施設使用届出書」以外では、原則として施設の稼働後に「水質検査結果書」の
提出が必要です。
- ・ 「特定施設設置届出書」「特定施設使用届出書」「特定施設構造等の変更届出書」の
提出にあわせ「公共下水道使用開始（変更）届」又は「公共下水道使用開始届」の提出
が必要です。
- ・ 特定施設については毎年施設を選び、抜打的に排水を検査しています。基準を超過
している事業場は訪問し、基準超過の原因と今後の対策について、文書で報告いただい
ています。
- ・ 特定施設の更新を行う際は、「特定施設設置届出書」の提出をし、更新後に「特定施設
使用廃止届出書」の提出が必要です。
- ・ 特定事業場の処理施設や除害施設は、設置者の責任で設置するものです。
施設の稼働後に排水が下水排除基準に適合しない場合は、構造等の変更が必要に
なるケースがあるので、注意してください。

1 特定施設一覧表

(水質汚濁防止法施行令第1条関係)

令和2年12月現在

番号	名 称	番号	名 称
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設		ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設	9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設	10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設	11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設	12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設	14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設
		15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
		16	麺類製造業の用に供する湯煮施設

番号	名 称	番号	名 称
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設		イ 原料浸せき施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設		ロ 湿式バーカー
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		ハ 碎木機
	イ 原料処理施設		ニ 蒸解施設
	ロ 湯煮施設		ホ 蒸解廃液濃縮施設
	ハ 洗浄施設		ヘ チツブ洗浄施設及びパルプ洗浄施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		ト 漂白施設
	イ 水洗式脱臭施設		チ 抄紙施設（抄造施設を含む。）
	ロ 洗浄施設		リ セロハン製膜施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ まゆ湯煮施設		イ 自動式フィルム現像洗浄施設
	ロ 副蚕処理施設		ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
	ハ 原料浸せき施設	24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	ニ 精練機及び精練そう		イ ろ過施設
	ホ シルケツト機		ロ 分離施設
	ヘ 漂白機及び漂白そう		ハ 水洗式破碎施設
	ト 染色施設		ニ 廃ガス洗浄施設
	チ 薬液浸透施設		ホ 湿式集じん施設
	リ のり抜き施設	25	
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		
	イ 洗毛施設		
	ロ 洗化炭施設	26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		イ 洗浄施設
	イ 湿式紡糸施設		ロ ろ過施設
	ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設		ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機
	ハ 原料回収施設		ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設
21の2	一般製材業又は木材チツブ製造業の用に供する湿式バーカー		ホ 廃ガス洗浄施設
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	27	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		イ ろ過施設
	イ 湿式バーカー		ロ 遠心分離機
	ロ 接着機洗浄施設		ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設
	イ 湿式バーカー		ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設
	ロ 薬液浸透施設		ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		

番号	名 称	番号	名 称
28	ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈で ん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施 設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分 別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設 カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供 する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及 び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メ チルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留 施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロプレンモノマー洗浄施設	34	ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗（ふっ）素樹脂製造施設のうち、ガ ス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤 蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン 製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処 理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設 合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次 に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテツクス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブ タジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製 造施設のうち、静置分離器
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であ って、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設	35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、 次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
30	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる 事業を除く。）の用に供する施設であって、次 に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設	36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次 に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、 次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施 設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施 設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及び ろ過施設	37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油 又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分 解、分離その他の化学的処理により製造される 炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、 第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施 設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施 設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラク タム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの 製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又は アルカリによる処理施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施 設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水 洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設		
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次 に掲げるもの イ 縮合反応施設		

番号	名 称	番号	名 称
	ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設	45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
	チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設	46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	リ ニーエチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設		イ 水洗施設
	ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設		ロ ろ過施設
	ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設	47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設		イ 動物原料処理施設
	ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器		ロ ろ過施設
	カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設		ハ 分離施設
	ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設		ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。）
	タ 廃ガス洗浄施設		ホ 廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
	イ 原料精製施設	49	農薬製造業の用に供する混合施設
	ロ 塩析施設	50	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）	51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		イ 脱塩施設
	イ 脱酸施設	51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
	ロ 脱臭施設	51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設		
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ 洗浄施設		イ 洗浄施設
	ロ 抽出施設		ロ 石灰づけ施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		ハ タンニンづけ施設
	イ 原料処理施設		ニ クロム浴施設
	ロ 石灰づけ施設		ホ 染色施設
	ハ 洗浄施設	53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設		イ 研磨洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		ロ 廃ガス洗浄施設
	イ 原料処理施設		
	ロ 脱水施設		

番号	名 称	番号	名 称
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）	64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	64の2	水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	65	酸又はアルカリによる表面処理施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	66	電気めっき施設
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設	66の2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
59	碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設	66の3	旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの(注1) イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	66の4	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設	66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設	66の6	飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設	66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置され
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設		

番号	名 称	番号	名 称
67	るちゅう房施設（総床面積が1500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	71の4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの
68	洗濯業の用に供する洗浄施設	イ	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの
68の2	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	ロ	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
	病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの	71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）
	イ ちゅう房施設	71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
	ロ 洗浄施設	72	し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）
69	入浴施設	73	下水道終末処理施設
	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）
69の2	卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総床面積1000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）		
	イ 卸売場		
	ロ 仲卸売場		
70	廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。）		
70の2	自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）		
71	自動式車両洗浄施設		
71の2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるも（注2）のに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの		
	イ 洗浄施設		
	ロ 焼入れ施設		
71の3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設		

（注1）下水道法上の取り扱い

届け出及び下水排除の制限等の関しては、特定施設から除かれます。
ただし、入浴施設のうち温泉を利用する場合はこの限りではありません。

（注2）環境省令で定めるもの

1. 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文学のみに係るものを除く。）
2. 大学及びその付属試験研究機関（人文学のみに係るものを除く。）
3. 学術研究（人文学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、思索若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前2号に該当するものを除く。）
4. 農業、水産又は工業に関する科学を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
5. 保健所
6. 検疫所
7. 動物検疫所
8. 植物検疫所
9. 家畜保健衛生所
10. 検査業に属する事業場
11. 商品検査業に属する事業場
12. 臨床検査業に属する事業場
13. 犯罪鑑識施設

(ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設)

番号	名 称
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸塩パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設
11	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジインドロ[3,2-b:3',2'-m]トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設
15	廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計）が0.5平方メートル以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50キログラム以上のものから発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設

17	フロン類(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成6年政令第308号)別表第1の1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設(第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの)に限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)

2 特定施設に関する届出

●特定施設については、次の届出が必要です。

届出の種類	届出を要する場合
様式第四 公共下水道使用開始 (変更)届	工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用しようとするとき。 ※排除する汚水の量が、最大50m ³ /日以上ある場合。 ※公共下水道へ排除する汚水の水質が下水道排除基準の項目に適合しないもの。
様式第五 公共下水道使用開始届	工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用しようとするとき。 ※上記以外の特定事業場
様式第六 特定施設設置届出書	工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用する者が当該工場又は事業場に特定施設を設置しようとするとき。
様式第七 特定施設使用届出書	特定施設に指定された際に、その施設を設置しているもの（工事中を含む）で当該施設に係る工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用するもの。
	既に特定施設を設置している工場又は事業場が公共下水道を使用することとなったとき。
様式第八 特定施設の構造等の変更届出書	① 特定施設の構造を変更するとき。 ② 特定施設の使用方法を変更するとき。 ③ 特定施設から排出される汚水の処理方法を変更するとき。 ④ 公共下水道に排除される下水の量及び水質、用水及び排水の系統を変更するとき。
様式第十 氏名変更等届出書	① 氏名又は名称及び住所を変更するとき。 ② 工場又は事業場の名称及び住所を変更するとき。
様式第十一 特定施設廃止届出書	特定施設の使用を廃止したとき。
様式第十二 継 承 届 出 書	上記の届出をした者の地位を継承したとき。

様式第四（第6条関係）

公共下水道使用開始（変更）届

年 月 日

（宛先）山形市上下水道事業管理者

申請者

住所

電話（ ）

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

次のとおり公共下水道の使用を開始（変更）するので届け出ます。

排 出 場 所	区 町 丁目 番 号地先				排 水 口 数	
排 出 汚 水 の 水 量 及 び 水 質	水量	月平均	立方メートル、日最大	立方メートル	水 質	下記のとおり
開始（変更）年月日	年 月 日					
処 理 方 法			施 設 名 称			

記

項 目	排水口 月量 (m^3)						単 位
温 度							℃
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素含有量							mg /l
水 素 イ オ ン 濃 度							水素指数
生物化学的酸素要求量							mg /l
浮 遊 物 質 量							mg /l
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 { 鉱 油 類 含 有 量 動植物油脂類含有量							mg /l
							mg /l
							mg /l
窒 素 含 有 量							mg /l
磷 含 有 量							mg /l
沃 素 消 費 量							mg /l
カルシウム及びその化合物							mg /l
シ ア ン 化 合 物							mg /l
有 機 磷 化 合 物							mg /l
鉛 及 び そ の 化 合 物							mg /l

六 価 ク ロ ム 化 合 物							mg /l
砒 素 及 び そ の 化 合 物							mg /l
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物							mg /l
ア ル キ ル 水 銀 化 合 物							mg /l
ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル							mg /l
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン							mg /l
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン							mg /l
ジ ク ロ ロ メ タ ン							mg /l
四 塩 化 炭 素							mg /l
1, 2-ジ ク ロ ロ エ タ ン							mg /l
1, 1-ジ ク ロ ロ エ チ レ ン							mg /l
シス-1, 2-ジ ク ロ ロ エ チ レ ン							mg /l
1, 1, 1-ト リ ク ロ ロ エ タ ン							mg /l
1, 1, 2-ト リ ク ロ ロ エ タ ン							mg /l
1, 3-ジ ク ロ ロ プ ロ ペ ン							mg /l
チ ウ ラ ム							mg /l
シ マ ジ ン							mg /l
チ オ ベ ン カ ル ブ							mg /l
ベ ン ゼ ン							mg /l
セレン及びその化合物							mg /l
ほう素及びその化合物							mg /l
ふっ素及びその化合物							mg /l
1, 4-ジ オ キ サ ン							mg /l
フ ェ ノ ー ル 類							mg /l
銅 及 び そ の 化 合 物							mg /l
亜鉛及びその化合物							mg /l
鉄 及 び そ の 化 合 物							mg /l
マンガン及びその化合物							mg /l
クロム及びその化合物							mg /l
ダ イ オ キ シ ン 類							pg /l
摘 要							

- 備考 1 「摘要」の欄は、排出汚水の水量及び水質の推定の根拠を記載すること。
2 除害施設の設置等を要する場合には、その概要を明らかにする図書及び図面を添付すること。

公共下水道使用開始届

年 月 日

(宛先) 山形市上下水道事業管理者

申請者

住所

電話()

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

次のとおり公共下水道の使用を開始するので、届け出ます。

排除場所		排水口数	
開始年月日		特定施設の種類	

備 考

「特定施設の種類」の欄は、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第一及びダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成11年政令第433号)別表第二に掲げる号番号及び名称を記載すること。

特定施設設置届出書

年 月 日

（宛先）山形市上下水道事業管理者

申請者

住所

電話（ ）

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

下水道法第12条の3第1項（下水道法第25条の18第1項において準用する同法第12条の3第1項）の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類		※設置番号	
△ 特定施設の構造	別紙のとおり	※審査結果	
△ 特定施設の使用の方法	別紙のとおり	※備考	
△ 汚水等の処理の方法	別紙のとおり		
△ 下水の量及び水質	別紙のとおり		
△ 用水及び排水の系統	別紙のとおり		

- 備考
- △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 印の欄には記載しないこと。
 - 届出書及び別紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

特定施設使用届出書

年 月 日

（宛先）山形市上下水道事業管理者

申請者

住所

電話（ ）

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

下水道法第12条の3第2項（下水道法第25条の18第1項において準用する同法第12条の3第2項）、下水道法第12条の3第3項（下水道法第25条の18第1項において準用する同法第12条の3第3項）の規定により、特定施設の使用について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類		※設置番号	
△ 特定施設の構造	別紙のとおり	※審査結果	
△ 特定施設の使用の方法	別紙のとおり	※備考	
△ 汚水等の処理の方法	別紙のとおり		
△ 下水の量及び水質	別紙のとおり		
△ 用水及び排水の系統	別紙のとおり		

- 備考
- △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - ※印の欄には記載しないこと。
 - 届出書及び別紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き日本産業規格A4とすること。

特定施設の構造等の変更届出書

年 月 日

（宛先）山形市上下水道事業管理者

申請者

住所

電話（ ）

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

下水道法第12条の4（下水道法第25条の18第1項において準用する同法第12条の4）の規定により、特定施設の構造等の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類		※設置番号	
△ 特定施設の構造	別紙のとおり	※審査結果	
△ 特定施設の使用の方法	別紙のとおり	※備考	
△ 汚水等の処理の方法	別紙のとおり		
△ 下水の量及び水質	別紙のとおり		
△ 用水及び排水の系統	別紙のとおり		

- 備考
- 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 2 ※印の欄については記載しないこと。
 - 3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
 - 4 届出書及び別紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き日本産業規格A4とすること。

氏名変更等届出書

年 月 日

（宛先）山形市上下水道事業管理者

申請者

住所

電話（ ）

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

氏名（名称・住所・所在地）に変更があったので、下水道法第12条の7（下水道法第25条の18第1項において準用する同法第12条の7）の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前		※ 整 理 番 号	
	変更後		※受理年月日	年 月 日
変 更 年 月 日		年 月 日	※ 設 置 番 号	
変更の理由			※ 備 考	

- 備考
- ※印の欄については記載しないこと。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

特定施設使用廃止届出書

年 月 日

（宛先）山形市上下水道事業管理者

申請者

住所

電話（ ）

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

特定施設の使用を廃止したいので、下水道法第12条の7（下水道法第25条の18第1項において準用する同法第12条の7）の規定により次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種 類		※施設番号	
特定施設の設置場所	別紙のとおり	※備 考	
使用廃止の年 月 日			
使用廃止の理 由			

- 備考
- ※印の欄については記載しないこと。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

承継届出書

年 月 日

（宛先）山形市上下水道事業管理者

申請者

住所

電話（ ）

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、下水道法第12条の8第3項（下水道法第25条の18第1項において準用する同法第12条の8第3項）の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			※整理番号	
工場又は事業場の所在地			※受理年月日	年 月 日
特定施設の種 類			※設置番号	
特定施設の設置場所		別紙のとおり	※備 考	
承継の年月日		年 月 日		
被承継者	氏名又は名称			
	住 所			
承継の原因				

- 備考
- ※印の欄については記載しないこと。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

特定施設の構造

施 設 名 (特定施設号番号)			
型 式			
構 造	材 質		
	形 式		
	主要寸法		
能 力			
設 置 数			
主 要 機 械 又 は 主要装置の配置		別紙のとおり	別紙のとおり
新設変更の着手予定		年 月 日	年 月 日
完 成 予 定		年 月 日	年 月 日
使用開始予定		年 月 日	年 月 日
その他参考事項			

備考 構造、主要寸法及び主要機械又は主要装置及び配置の欄の記載については、詳細な図面を利用して、その概要を明記すること。

特定施設の使用方法

施設名 (特定施設号番号)		
設置場所	別紙のとおり	別紙のとおり
操業系統	別紙のとおり	別紙のとおり
一日の使用時間		
使用の季節的 変動の概要		
原材料の種類 使用の方法 及び量		
廃液の分離方法		
使用時の汚水量 及び水質	別紙のとおり	別紙のとおり
その他の記載事項		

備考 使用時の汚水量及び水質の欄の記載については、別図によることとし、操作系統の図面と兼ねて記入してもよい。

汚水等の処理方法（その 1）

処理施設の種類		
処 理 の 方 法		
形 式		
構 造		
主 要 寸 法		
集水及び導水方法		
使用時間間隔		
1 日当たりの使用時間		
季節的変動		
消耗資材の 1 日当たりの 用途別使用量		

汚水等の処理方法（その 2）

		通常	最大	通常	最大
汚水等の 汚染状態	処理前				
	処理後				
汚水量	通常				
	最大				
処理残さの種類					
1 月間の種類別 生 成 量					
処理残さの処理 方 法 の 概 要					
その他参考事項					
排出水の排水の 方 法		排水口の数			
		排 出 先	山形市公共下水道		
工事着手予定年月日 年 月 日		工事完了予定年月日 年 月 日		使用開始予定年月日 年 月 日	
添 付 書 類		1. 処理施設の設置場所、排水口の位置 2. 汚水等の処理の系統			

(宛先)山形市上下水道事業管理者

住 所	〒	—
排水設備義務者	(電話番号)	
(ふりがな)		
氏 名		
所 在 地		
山形市指定下水道工事店 名称及び 指定店番号() 代表者名		

除 害 施 設 設 置 等 計 画 届

山形市下水道条例施行規程第6条の規定により、次のとおり届けます。

除 害 施 設 設 置 場 所			
作 業 内 容			
工場又は作業場の面積			
排 出 汚 水 の 水 量 及 び 水 質	水 量	m3/日	
	水 質	別紙水質試験成績表のとおり。	
新 設 ・ 増 設 の 別	新 設 ・ 増 設 (○ で 囲 む)		
汚 水 の 処 理 方 法			
除 害 施 設 の 構 造 及 び 機 能	構 造	別 紙 図 面 の と お り	
	機 能	別 紙 の と お り	
設 計 者			
除 害 施 設 等 着 工 及 び 完 成 予 定	着 工	年	月 日
	完 成	年	月 日
備 考			

除害施設に関する届出記載要領

1共通事項記載要領	
(1)届出部数	正本に写しを1部添える。
(2)届出のあて先	山形市上下水道事業管理者
(3)届出者	届出の主体は、特定事業場を代表する者。 届出者が工場長、総務部長等、代表者以外の場合は原則として委任状が必要となる。
2除害施設設置等計画届書記載要領	
(1)作業内容	実際に作業を行っている内容又は作業を予定している内容について記載する。
(2)工場又は作業場の面積	(1)の作業を行っている面積又は予定している面積
(3)排出汚水の水量及び水質	ア汚水量は1日当りの排出量とする。 イ水質については「別紙のとおり」とし別紙水質試験成績表を添付する。
(4)汚水の処理方法	別紙9 汚水の処理方法(その1)の処理の方式と同様の計算方法で記載する。
(5)除害施設の構造及び機能	「別紙のとおり」とし、別紙構造図及び機能(設計条件及び算出基礎等)を記載する。
(6)設計者	除害施設の設計を行った者の会社及び氏名を記載する。
(7)添付書類	工場内の配置図, 処理系統図, 操業系統図, 案内図

(3) 指定下水道工事店

(宛先) 山形市上下水道事業管理者

指定下水道工事店 所在地
指定店番号() 名称及び
代表者

指定下水道工事店登録内容変更届

指定下水道工事店の登録内容に変更がありましたので、山形市指定下水道工事店規程第9条の規定により届け出します。

記

変更理由

変更内容

変 更 前	変 更 後

添付書類：法人の登録内容に変更があった場合は登記事項証明書

代表者に変更があった場合は身分証明書・履歴書又は経歴書（写真を添付したもの）

責任技術者名簿を変更する場合は変更後の名簿・追加する責任技術者の技術者証の写し

年 月 日

（宛先）山形市上下水道事業管理者

申請者 住 所

氏 名

登録番号 （ ）

責任技術者届出・登録事項変更届

責任技術者の届出又は登録の内容に変更があったので、山形市指定下水道工事店規程第14条の規定により届け出ます。

記

1 変 更 の 理 由

2 変 更 内 容

変 更 前	
変 更 後	

年 月 日

山形県下水道協会 会長

住 所

氏 名

登録番号

排水設備工事責任技術者届出事項変更届

山形県下水道協会排水設備工事責任技術者に関する細則第15条の規定により、責任技術者の届出事項に変更があったので、下記のように届出いたします。

記

変 更 内 容		1 居 住 地	2 氏 名
変 更 前			
変 更 後	居 住 地	〒 ー 電話番号 ()	
	ふ り が な		
	氏 名		

《添付書類》

写真1枚 サイズ縦3cm×横2.4cm

白黒及びポラロイド写真は不可。レーザープリンター等で印刷する場合は、写真専用台紙を使用、普通紙不可。上半身脱帽、背景なしのもので申込日より3か月以内に撮影した、鮮明で本人確認できるもの。裏面に市町村名、登録番号、氏名を記入のこと。

受付市町村名（責任技術者証返送先）

指定店及び責任技術者の指導基準について

○山形市指定下水道工事店等指導基準要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、この市の下水道工事に係る違反行為を防止し、市民サービスの向上を図るため、山形市指定下水道工事店規程（平成21年上下水道事業管理規程第26号。以下「規程」という。）に定める指定下水道工事店及び、排水設備工事責任技術者（以下「指定工事店等」という。）の指導について必要な事項を定めるものとする。

(工事件数)

第2条 指定工事店は、指定という趣旨にかんがみ、排水設備工事を年間相当の件数をこなさなければならない。

(違反点数)

第3条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、指定工事店が別表第1の各号に規定する違反行為を行ったときは、当該各号に定める違反点数を、排水設備工事責任技術者が別表第2の各号に規定する違反行為を行ったときは、当該各号に定める違反点数をそれぞれ付加するものとする。ただし、当該行為が不可抗力その他特別の事情に係る場合は、この限りでない。

(違反点数の措置)

第4条 前条の規定により違反点数を付加する場合は、当該指定工事店等に対し、改善命令等必要な措置を行うものとする。

2 違反点数は、当該点数を付加された日を起算日として、2年を経過しなければ消滅しない。

3 指定下水道工事店の違反点数が合わせて11点以上になった場合は、山形市指定下水道工事店審査委員会の議を経て、規程第10条の規定を適用するものとする。

4 規程第10条及び第12条の規定に基づき処分を受けたときは、処分の基礎となった違反点数は、処分を受けた日をもって消滅する。

(停止又は取消基準)

第5条 規程第10条及び第12条の規定を適用する場合の基準は、特別な場合を除くほか次の例による。

- | | |
|------------------------|-----------|
| (1) 違反点数が11点以上16点未満の場合 | 停止期間3ヶ月以内 |
| (2) 違反点数が16点以上20点未満の場合 | 停止期間6ヶ月以内 |
| (3) 違反点数が20点以上の場合 | 取消し |

(事情聴取)

第6条 第3条第1項に規定する措置を行う場合は、担当職員及び係長以上の職にある職員が、指定工事店等から事実の具体的内容、原因及び今後の改善方法等を聴取するものとし、別に定める調書に記入のうえ指定工事店等から確認の記名、押印を得るものとする。

附 則

この要綱は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日（以下「施工日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に山形市指定下水道工事店等指導基準要綱（平成3年10月1日施行）の規程によりなされた処分、手続きその他の行為は、この要綱の相当規程によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

別表第 1

指 定 工 事 店 の 指 導 等 基 準 表

号	指 導 基 準	違反点数
1	確認をうけないで工事を施工したとき。 (規程第 10 条第 1 項第 1 号)	5
2	正当な理由なく工事の申込みを拒否したとき。 (規程第 10 条第 1 項第 1 号)	2
3	名義を他人に貸与し、又は指定工事店以外に下請けさせたとき。 (規程第 2 条)	10
4	工事の設計及び施工を排水設備工事責任技術者にさせなかったとき。 (規程第 11 条第 1 項第 1 号)	2
5	工事完了の日から 5 日以内にその旨を届け出ず、かつ検査を受けなかったとき。 (規程第 10 条第 1 項第 1 号)	2
6	工事検査に担当排水設備工事責任技術者を立ち合わせなかったとき。 (規程第 15 条)	2
7	工事検査の結果、補正を命じられ応じなかったとき。 (規程第 10 条第 1 項第 2 号)	2
8	検査合格後、6 ヶ月以内に生じた異状について無償で修理しなかったとき。 (規程第 2 条)	2
9	不正に高い工事費を要求し、又は受けたとき。 (規程第 2 条)	5
10	所定の変更届を怠ったとき。 (規程第 9 条)	2
11	所属従業員に不正な行為があったとき。 (規程第 2 条)	3
12	管理者の職務執行を拒み、又は妨げたとき。 (規程第 10 条第 1 項第 2 号)	3
13	1 年以内に営業を開始せず、又は引き続き 1 年以上営業を休止したとき。 (規程第 2 条)	20
14	指定することが不適当と認められるとき又は管理者の指示事項に従わないとき。	前各号を勘案して 定めた点数

別表第 2

排水設備工事責任技術者の指導等基準表

号	指 導 基 準	違反点数
1	所属する指定工事店以外の指定工事店の職を兼ねたとき。 (規程第 1 3 条)	1 0
2	所定の変更の届け出を怠ったとき。 (規程第 1 4 条)	2
3	業務に関し不誠実な行為をしたとき。 (規程第 1 2 条第 1 項第 3 号)	1 0
4	別表第 1 に定める指定工事店の違反行為で、その原因、理由等が責任技術者の責に属するとき。 (規程第 1 2 条第 1 項第 2 号)	別表第 1 に定めるそれぞれの該当点数

(4) 下水道建設課へのその他申請様式等

年 月 日

(宛先)山形市上下水道事業管理者

申 請 者

住 所

(ふりがな)

氏 名

下 水 道 特 別 使 用 許 可 申 請 書

公共下水道の特別使用許可を受けたいので、山形市下水道条例施行規程第12条の規定により申請します。

排水設備等設置場所	
汚 水 の 種 類	
添 付 書 類	

〇〇年 〇〇月 〇〇日

(記 入 例)

(宛先) 山形市上下水道事業管理者

申 請 者

住 所 【 個人・開発者の住所 】

(ふりがな)

氏 名 【 個人・開発者の氏名 】

下 水 道 特 別 使 用 許 可 申 請 書

公共下水道の特別使用許可を受けたいので、山形市下水道条例施行規程第12条の規定により申請します。

排水設備等設置場所	例) 山形市〇〇町〇丁目〇番〇 ※開発を行う場所を記入(開発行為許可書の「申請地」欄の内容をそのまま記入すること)。
汚 水 の 種 類	例) 一般汚水 ※生活雑排水及びし尿のみの場合は、「一般汚水」その他の排水がある場合はその旨を記入。
添 付 書 類	例) 位置図、平面図、構造図、農地転用許可書(写)、地籍測量図、開発行為許可書(写)、字切図、登記簿 ※下記に示す書類名(実際に添付する書類名)を記入

※申請書への添付が必用な書類は以下のとおり。なお、農地転用申請や開発許可申請が伴わない開発の場合、許可書(写し)の添付は不要。

1. 位置図 (住宅地図に該当する土地を朱書きする)
2. 平面図 (敷地、建物、排水設備、公共汚水樹、道路、下水道本管等を表示する)
3. 構造図 (下水道本管から公共汚水樹までの断面図に高さ等を表示する。なお、作成にあたっては、道路占用申請用の平・断面図を参照すること)
4. 農地転用許可書 (写しを添付する)
5. 地籍測量図 (原本もしくは写しを添付する)
6. 開発行為許可書 (写しを添付する) ※開発行為が伴わない場合は必要なし
7. 字切図・登記簿 (原本もしくは写しを添付し、該当する土地を朱書きする)
8. その他 (必要と思われる図面等を添付する)

年 月 日

(宛先)山形市上下水道事業管理者

申 請 者

住 所

氏 名

公共下水道の施設に関する工事の承認申請書

下水道法第16条により、次のとおり工事を行いたいので承認して下さるようお願いいたします。

工 事 場 所	
工 事 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
工 事 内 容	☐ 切下げ ☐ 嵩上げ ☐ 口径変更 ☐ 底塊変更 ☐ 撤去 ☐ 移設 ☐ 新設 ☐ その他() (詳細内容明記)
工 事 理 由	
添 付 書 類	位置図・平面図・構造図・現況写真
施 工 業 者 責任者・連絡先	
備 考	

【記入例】

〇〇年 〇月 〇〇日

(宛先) 山形市上下水道事業管理者

申 請 者

住 所 山形市旅籠町二丁目3-25

氏 名 山 形 太 郎

公共下水道の施設に関する工事の承認申請書

下水道法第16条により、次のとおり工事を行いたいのので承認して下さるようお願いいたします。

工 事 場 所	山形市旅籠町二丁目3-25
工 事 期 間	〇〇年〇〇月〇〇日 から 〇〇年〇〇月〇〇日 まで ※実際の工事期間を記入すること
工 事 内 容	☒ 切下げ ☐ 嵩上げ ☒ 口径変更 ☒ 底塊変更 ☐ 撤去 ☒ 移設 ☐ 新設 ☐ その他() (詳細内容明記) φ500、H=1,000、コンクリート製ドロップ柵をφ300、H=800、塩ビ製インバート柵に変更する。さらに設置位置を南に1.0m移設し、現地盤より0.4m下げる。
工 事 理 由	現在道路地盤より高い箇所に公共汚水柵を設置しているが、駐車場として利用するため現地盤を道路地盤まで下げるため。
添 付 書 類	位置図・平面図・構造図・現況写真
施 工 業 者 責 任 者・連 絡 先	〇〇設備工業(株) (指定工事店番号〇〇) 責任者 〇〇 〇〇 連絡先 Tel 〇〇〇-〇〇〇〇
備 考	

年 月 日

(宛先)山形市上下水道事業管理者

住 所

氏 名

施工業者名 ()

工 事 完 了 通 知 書

年 月 日付 山形市上下水道事業指令下建第 号にて許可の
ありました工事について完成しましたので提出いたします。

添 付 書 類

工 事 写 真 (位置図・着工前・施工状況・完成)

取付管・公共汚水枳工事出来形管理図

公共汚水枡設置工事概要書

下水道建設課 工事担当者	
-----------------	--

受 益 者 名	()				
工 事 場 所	路 線 名 道 線 路線番号()				
	場 所 山形市				
施 工 内 容	資材名	規 格			数 量
	取付管	VU φ 150	(支管取出・人孔直結(副管(有・無))		m
	公共汚水枡	(Co・塩ビ鉄蓋(有・無)・0号)		A・B・C・D 特A・特B・特C・特D	個
工事申請等提出先	国 道 ・ 県 道 ・ 市 道 ・ 中流等 ・ 法定外 ・ 私 道				
工 事 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 内 日間				
道 路 の 復 旧 方 法	市道(C・C2車線・B・A2・A1・歩道・インターロッキング歩道・その他()) 県道(C・B・A・歩道) 国道(C・歩道) その他()				
申 請 社 名	申請担当者 TEL				
備 考					

添付書類	必要部数					
	市道	中流等	法定外	私道	県道	国道
公共汚水枡設置工事概要書	1	1	1	1	1	1
位置図(工事場所を明記)	4	3	3	1	4	4
平・断面図	4	3	3	1	4	4
地下埋設物証明書	3	2	2	1	3	3
公図の写し		2	2			
現況写真		2	2		3	3
関係者の同意書		2	1	1		
工程表					3	3
交通規制図					3	3
(冬期道路掘削理由書 ※1部コピー可)	2		2		2	2

取付管・公共汚水枳工事出来形管理図

施工年度	年度		
図面番号			

工事内容	
------	--

工事番号	
工事名	
工事場所	
請負者	

受付 No.		指令 No.		排水設備No.	
工事場所					
申請者	住所				
	氏名				

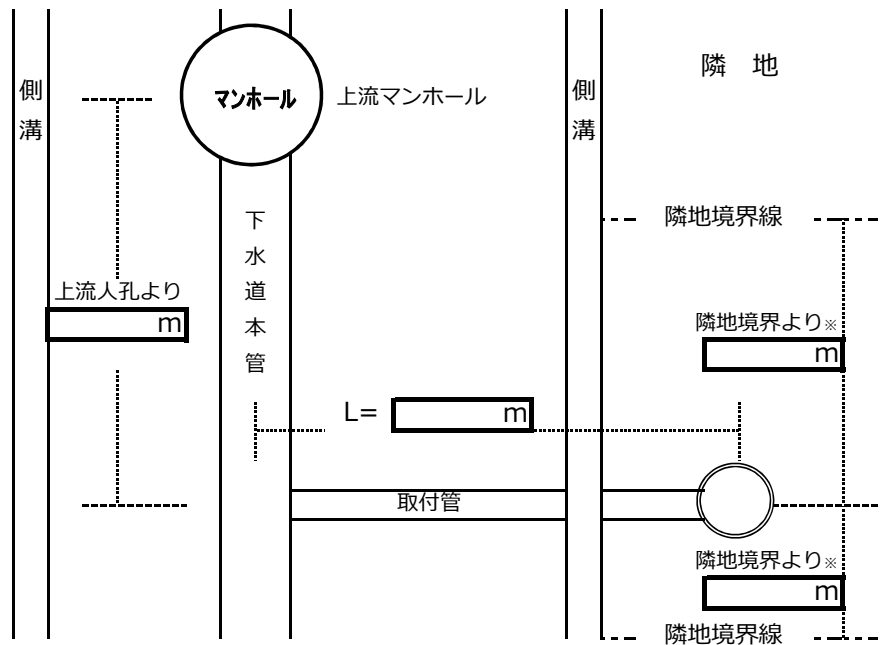
下水道本管		
内 径	φ	mm
管 種		製
形 状	☐ 円形管 ☐ 卵形管	

取付管		
管 種		製
口 径	φ	mm

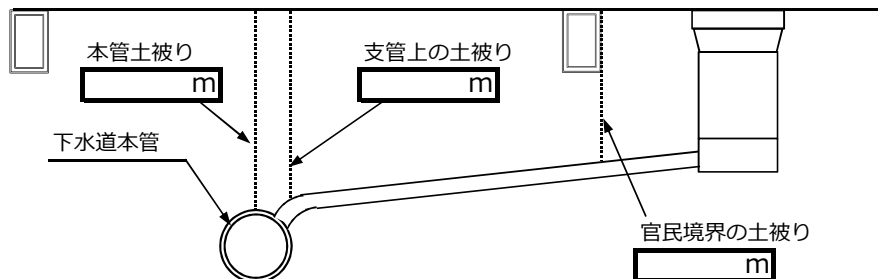
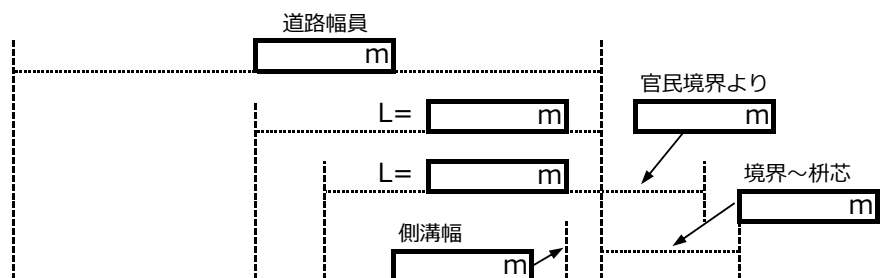
公共汚水枳					
	変更前(既設枳)		変更後		
内 径	φ	mm	φ	mm	
種 類		製		製	
形 状	☐ インバート枳 ☐ ドロップ枳 ☐ 管のみ		☐ インバート枳 ☐ ドロップ枳 ☐ 管のみ		
枳 深	H	m	H	m	
ドロップ深	H	m	H	m	
備 考					

枳深・ドロップ深	
	枳深 m ドロップ深 m

平 面 図



断 面 図



道路占用申請時提出書類

市道

1	『表紙』	1部	A4
2	位置図(山形市HP内の地図情報から印刷)	4部	A4
3	平・断面図 1/100	4部	A4
4	地下埋設物証明書	3部	A4
5	冬期道路掘削理由書 (12月～3月に掘削又は路面復旧を行う場合)	2部 [※]	A4

※ うち1部はコピー可

国・県道 (事前に協議の上、提出すること)

1	『表紙』	1部	A4
2	位置図(1/10000)	4部	A4
3	位置図(山形市HP内の地図情報から印刷)	4部	A4
4	平・断面図 1/100 ～ 1/200	4部	A4 or A3
5	地下埋設物証明書	3部	A4
6	交通管理図	3部	A4 or A3
7	保安施設標準様式図	3部	A4
8	工程表	3部	A4
9	写真(縦・横方向から各1枚(サービス版))	3部	A4
10	冬期道路掘削理由書 (12月～3月に掘削又は路面復旧を行う場合)	2部 [※]	A4

11 その他、道路管理者より提出を求められた技術資料等

※ うち 1部はコピー可

農道・河川など

手続き、提出書類などについては別途協議を行うこと

標準掘削断面図

取付管部分

【表 1】

土被り	1.5 m まで	2.0 m まで	2.5 m まで	3.0 m まで
掘削幅				

標準掘削平面図

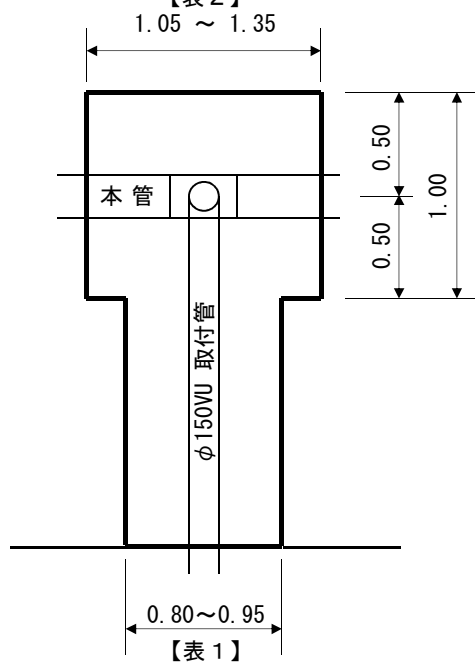
支管取付部分（本管φ300mm以下）

【表 2】

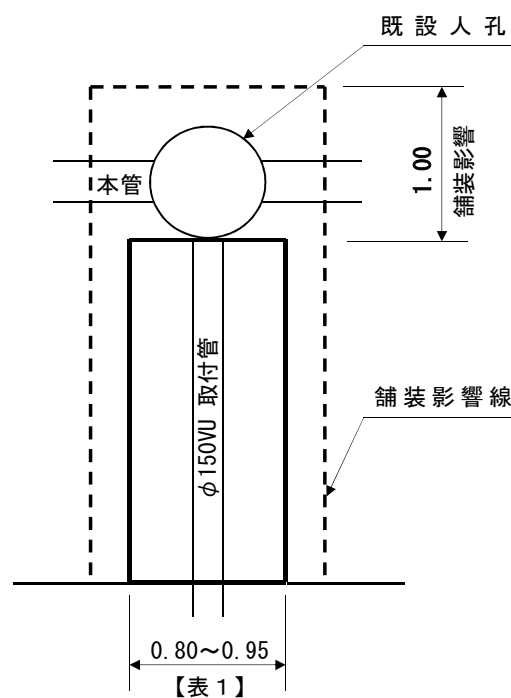
土被り	1.5 m まで	2.0 m まで	2.5 m まで	3.0 m まで
掘削幅				

支管取付の掘削寸法

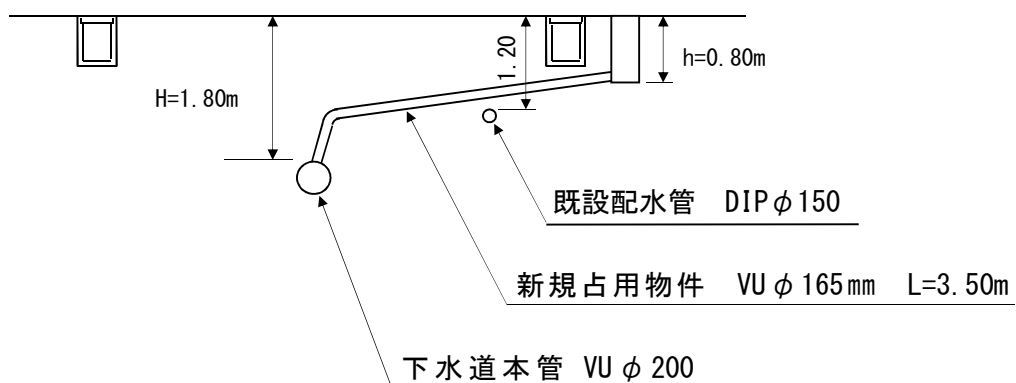
【表 2】



人孔直結の掘削寸法



S = 1 : 1 0 0



-81-

公共汚水枺設置工事 写真撮影項目

【完成写真】

※ 取付管のみがある場合は、下記のうち道路部分を省略できる。

(1) 全体概要

- ☐ 1 着工前 (道路 縦・横方向 各1枚)
- ☐ 33 完成 (道路 縦・横方向 各1枚)
- ☐ 42 完成 (公共汚水枺 蓋をかけた状態)
- ☐ 43 完成 (公共汚水枺 インバートが確認できること)
- ☐ 44 完成 (公共汚水枺 枺の深さ(スタッフにて)が確認できること)

※ 下記と同じ番号の写真を添付のこと

(2) 道路部分

[土工及び管布設工等]

- ☐ 1 着工前 (縦・横方向の取付管布設部分)
- ☐ 2 舗装切断状況
- ☐ 3 舗装厚確認
- ☐ 4 掘削状況
- ☐ 5 掘削幅確認
- ☐ 6 床掘深さ確認
- ☐ 7 本管深度確認 (管上にスタッフを立てること)
- ☐ 8 せん孔状況 (せん孔機が確認できること)
- ☐ 9 せん孔完了 (せん孔箇所が確認できること)
- ☐ 10 コア内面腐食状況確認 (FL支管を使用する場合のみ)
- ☐ 11 支管取付状況 (番線巻又はメカロック※設置状況が確認できること)
(メカロックの使用は、本管がビニール管の時のみ)
- ☐ 12 支管立上げ状況 (支管立上げ部にスタッフを立てること)
- ☐ 13 取付管布設完了状況 (道路内取付管の全景)
- ☐ 14 隣接支管との離れ (掘削箇所に他取付管が現れた場合のみ撮影、1m以上離すこと)
- ☐ 15 他埋設物との交差状況 (他埋設物と交差する場合のみ撮影、
上越し・下越し状況、離隔、防護方法を含めて撮影のこと)
- ☐ 16 砂埋戻し状況 (埋戻し後、管を掘り現し埋戻し厚を確認できること)
- ☐ 17 RC-40埋戻し状況 (市道は20cm毎、県・国道は15cm毎の転圧状況、転圧機械も撮影のこと)
(県・国道は指定する深さでの密度試験状況を撮影のこと)
- ☐ 18 仮舗装状況 (区画線ある場合、区画線を復旧すること)
- ☐ 19 残土処理状況
- ☐ 20 水替状況
- ☐ 21 土留め状況
- ☐ 22 保安施設状況 (看板等及び交通誘導員設置状況)
- ☐ 23 資材確認

[舗装本復旧]

- ☐ 24 着工前 (仮復旧)
- ☐ 25 舗装版切断状況
- ☐ 26 掘削状況
- ☐ 27 路盤転圧状況
- ☐ 28 路盤深さ(厚さ)確認 (路盤を掘り返し、厚さ確認する。)
(県・国道は上・下層路盤の密度試験状況を撮影のこと)
- ☐ 29 乳剤散布状況
- ☐ 30 表層合材温度管理状況 (冬期間のみ撮影)
- ☐ 31 表層(基層)敷き均し状況
- ☐ 32 表層(基層)転圧状況
- ☐ 33 完成 (着工前と同一アングルで撮影のこと)
(復旧端から既設舗装端までが、2m未満の場合距離を測定し添付のこと)

(3) 宅地部分

- ☐ 34 着工前（宅内から道路へ向けて）
- ☐ 35 床掘状況
- ☐ 36 床掘深さ確認
- ☐ 37 取付管深度確認（官民境界の取付管上部にスタッフを立てること）
- ☐ 38 基礎工（コンクリート桷はクラッシャーラン 580×580×100、
塩ビ桷は基礎砂 550×800×100、塩ビ特桷は基礎砂 630×800×100）
- ☐ 39 底塊据付状況（コンクリート桷は、マンホール継手・コンクリート巻立てが確認できること）
- ☐ 40 カサ上げ状況（コンクリート桷は、目地モルタルが確認できること）
- ☐ 41 埋戻し状況
- ☐ 42 完 成（蓋をかけた状態）（着工前と同一アングルで撮影のこと）
- ☐ 43 完 成（公共汚水桷 インバートが確認できること）
- ☐ 44 完 成（公共汚水桷 桷及びドロップの深さ（スタッフにて）が確認できること）
- ☐ 45 完 成（上流側人孔から支管取出し位置までの離れ確認）

公共汚水桷設置工事 完成時提出書類

- ☐ 1 完成通知書兼工事検査報告書 1 部
- ☐ 2 請 求 書 1 部
- ☐ 3 完成写真（綴り紐で下記書類を綴る） 1 部
完成写真（表紙）※
位置図（A4版：山形市HP内の地図情報から印刷）
※ 桷を設置する土地を着色し、掘削箇所「×」印を明記のこと
工事写真（サービス版）
マニフェスト票（コピー）※ 建設副産物が発生しない場合は省略できる
出来形管理図
- ☐ 4 出来形管理図（クリップ等で提出） 1 部
位置図（A4版：山形市HP内の地図情報から印刷）
※ 桷を設置する土地を着色し、掘削箇所「×」印を明記のこと
出来形管理図
- ☐ 5 道路占用等完了届用写真（クリップ等で提出） 2 部
位置図（1/10000）※ 国県道の場合のみ提出、掘削箇所「×」印を明記のこと
位置図（A4版：山形市HP内の地図情報から印刷）
※ 桷を設置した土地を着色し、掘削箇所「×」印を明記のこと
工事写真（道路部分の着工前及び完成・冬期間は、As合材の温度管理）
工事写真（一連の工事写真）※ 国県道の場合のみ提出

(5) 下水道使用に関する届出

下水道使用に関する 届について

業務課下水道業務係

1. 下水道使用開始届の書き方
2. 下水道使用開始届の届け出の流れ
3. 一部使用開始届の届け出の流れ
4. 下水道使用開始届の留意点
5. 上水道以外の下水道使用開始届について
6. 下水道工事が伴わない、下水道使用開始届の提出について
7. 下水道中止届・廃止届について

1・下水道使用開始届の書き方・・・丸で囲われている箇所が必要記載欄です

(宛先) 山形市上下水道事業管理者

提出日

年 月 日

1

開始日時点の水道の使用
者名を記載 ※押印不要

住 所 _____
使用者 (ふりがな)
氏 名 _____
(電話番号 _____)

下 水 道 使 用 (開始・中止・廃止) 届

公共下水道の使用を (開始・中止・廃止) したいので、山形市下水道条例第 11 条の規定により
届け出ます。

なお、使用料の算定のために必要な水道の使用水量に関する情報を、山形市上下水道部又は最
上川中部水道企業団から収集することに同意いたします。

2

排水設備 設置場所	山形市 町丁目番号		
大字	番地	(部屋番号)	
冊番	番番	枝番	給水装置番号
(開始・中止・廃止)	年 月 日	メータ番号	φ mm —
年 月 日	年 月 日	(口径変更)	φ mm —

下水道接続日＝開始日

開始日時点のメータ指針

(開始・中止・廃止) 時のメータ指針		排水設備番号	
m ³		m ³	
完成検査時のメータ指針		m ³	
処理区別	1 単独	4 特環	検査職員
	2 流域		受付印
入力月日	検査月日	月 日	工事店番号

8

- 1.** 開始日時点の水道の使用者名で提出してください。
使用者を変更する際は、開始日から新しい使用者になるようにしてください。
- 2.** 給水装置の設置場所の住所(部屋番号等含む)を記載してください。
- 3.** 下水道の使用開始日を記載してください。開始日は下水道が接続され、流せる状態になった時点の日になります。
- 4.** 給水装置番号を記載してください。
- 5.** メーター番号を記載してください。工事期間中にメーター交換を予定している場合は、上段に旧メーター番号を、下段に新メーター番号を記載してください。
- 6.** 開始日時点のメーター指針を記載してください。
- 7.** 排水設備番号を記載してください。
※一部使用の時はわかる場合のみ記載してください。
- 8.** 山形市指定下水道工事店番号を記載してください。

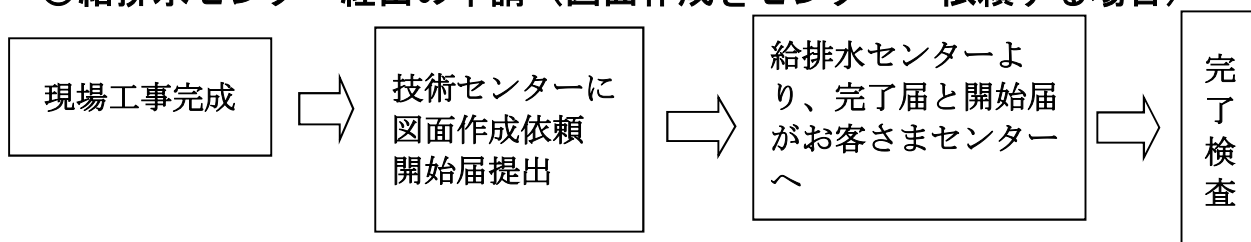
◆注意点◆

◎水道の使用者を変更する際、前使用者の中止日は新使用者の開始日の前日になります。前使用者の中止日と新使用者の開始日は同日になりません。

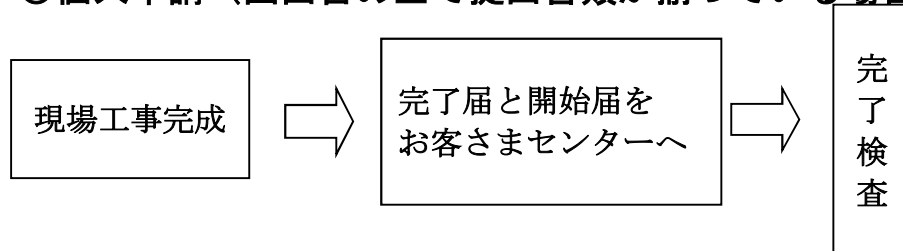
◎下水道の接続工事を伴わない水道のみの工事においても、下水道使用料の請求に影響するため下水道使用開始届や中止届が必要な場合があります。(対象工事例は P89「6」参照)

2・下水道使用開始届の届け出の流れ

◎給排水センター経由の申請（図面作成をセンターへ依頼する場合）

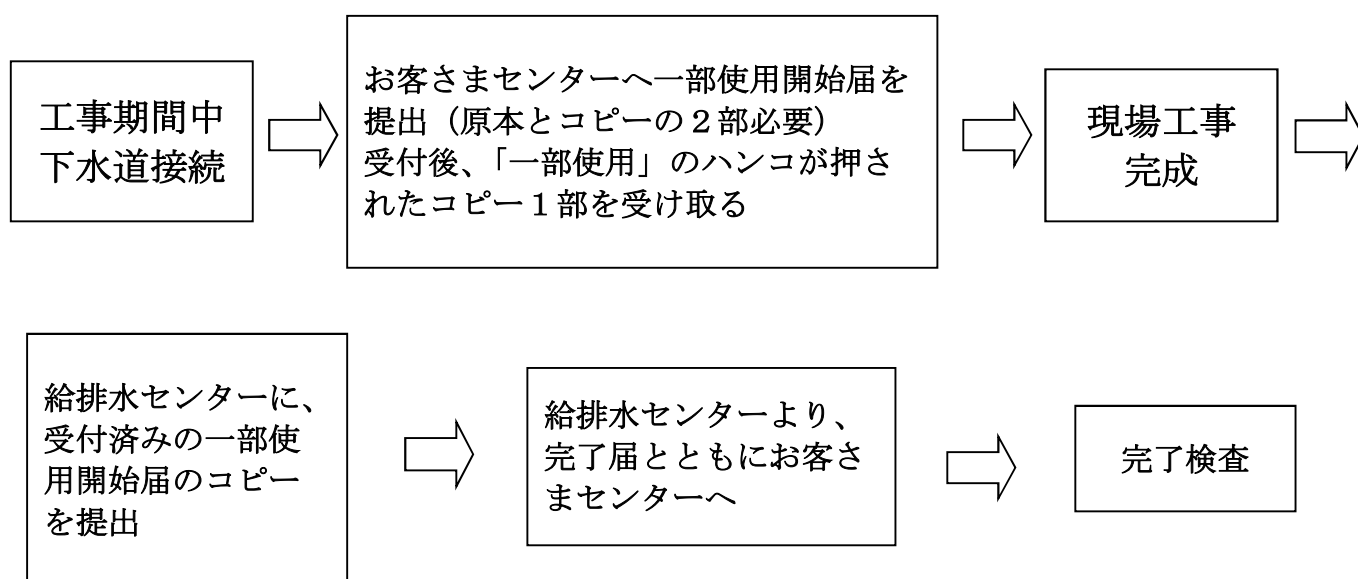


◎個人申請（図面含め全て提出書類が揃っている場合）

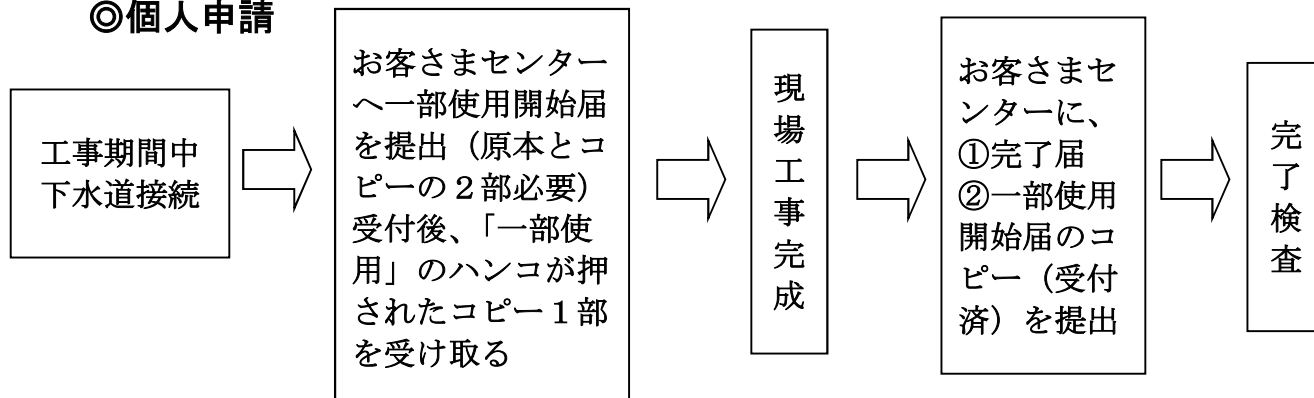


3・一部使用開始届の届け出の流れ

◎給排水センター経由の申請



◎個人申請



4・下水道使用開始届の留意点

◎集合住宅の下水道使用開始届について

集合住宅の場合、別紙「下水道使用開始給水装置番号等一覧」を添付することを条件に、使用開始届は、排水設備等工事確認申請書の申請者等が代表者名の提出書1枚で受付します。その場合、開始届の給水装置番号を記入する欄には、「別紙のとおり」と記載し、別紙には、給水装置番号、部屋番号、使用者氏名、メーター口径、メーター番号、使用開始日、メーター指針等を記載してください。

以下が別紙「下水道使用開始給水装置番号等一覧」の様式です。以下の項目を必ず記載してください。

確認欄はチェック時に使用しますので空欄のままにしてください。

別紙		下水道使用開始給水装置番号等一覧						提出日
給水装置所有者名_____								
給水装置所在地住所_____								
給水装置番号	部屋番号	使用者氏名	メーター口径	メーター番号	使用開始日	メーター指針	確認欄	
工事店名								

5・上水道以外(井戸水・温泉水・簡易水道等)の下水道使用開始届について

上水道以外の水を下水道に接続する際の提出書類は、必ず工事完了検査前までに下記の書類を提出してください。

- 「下水道使用開始届」(井戸水等のメーター分)
- 「汚水排出量の認定に伴う計量器設置(変更)申請書」
- 「井戸水メーターの写真」鮮明なもの3カット(①開始日のメーター指針が読めるもの、②建物との位置関係がわかるもの、③②より詳細(接写)なもの)
- 「井戸水系統配管図」配管・メーターを朱書き(申請図面をコピー利用しても可)
- 「現場周辺地図」

※メーターは、検針が可能な箇所に設置してください。ただし、メーター設置箇所が複数ある場合や屋内等で検針困難な場合は、使用者から報告いただきます。

※企業団給水区域の場合は使用開始届の給水装置番号欄は『企業団』、メーター番号欄は口径のみ記載してください。なお上記の「汚水排出量の認定に伴う計量器設置(変更)申請書」等の書類は必要ありません。

6・下水道工事が伴わない、下水道使用開始届の提出について

以下の工事が、下水道使用開始届が必要となる工事の例です。
使用開始届の提出忘れが多いケースでもありますので、工事の際は給排水センターへ確認をお願いします。

- ①一つの給水装置を複数の給水装置にする切替工事
- ②給水装置の設備移転工事
- ③井戸水から上水道への切替工事
- ④上水道から井戸水への切替工事
- ⑤受水槽から各戸直結給水への切替工事
- ⑥集合住宅の集中検針盤への切替工事

7・下水道使用中止届・廃止届について

(1) 下水道使用中止届

下水道の使用中止届を提出する場合は、日にちを遡っての受付は認めていませんので注意してください。

また、さら地の現場においても、下水道使用中止届を提出していない場合は、下水道使用料が発生してしまいますので工事前に確認してください。

◎上水利用の建物について・・・排水設備が使用できる状態での下水道のみの中止は、原則として認められません。

◎井戸水等利用の建物について・・・井戸水等の給排水設備が使用できる状態での下水道のみの中止は、原則として認められません。

(2) 下水道使用廃止届

公共汚水枳を撤去した場合等で、当分の間下水道を使用する見込みがないとき、または井戸水等の設備を全て撤去したときに提出してください。

(3) F A Xでの受付について

下水道使用中止届は窓口の他に、F A Xでも受付します。

※ただし、井戸水等を利用されている方の中止・廃止届は、メーターを取り外した写真、配管等を切断又は撤去した写真の添付が必要のため、窓口のみの受付となります。

◎F A Xで送信される場合は、下水道使用中止届の余白に指定下水道工事店名・担当者（責任技術者）名・電話番号・中止の理由（建て替え、解体等）を記載して送信してください。また、送信された後は、必ず上下水道部お客さまセンターまで、送信した旨の電話連絡をお願いします。

F A X送信先	上下水道部お客さまセンター	023-645-1927
電話連絡先	上下水道部お客さまセンター	023-645-1177
		(内線 111～114)

◎ F A X で送信される場合の下水道使用中止届の記載箇所

送信日 年 月 日																										
(宛先) 山形市上下水道事業管理者																										
指定下水道工事店名・担当者(責任技術者)名・電話番号・下水道中止の理由を記載してください。	下水道中止日時点の水道の 使用者名を記載 ※押印不要 住 所 _____ 使用者 (ふりがな) 氏 名 _____ (電話番号 -)																									
下 水 道 使 用 (開始・中止・廃止) 届																										
公共下水道の使用を(開始・中止・廃止)したいので、山形市下水道条例第 11 条の規定により届け出ます。 なお、使用料の算定のために必要な水道の使用水量に関する情報を、山形市上下水道部又は最上川中部水道企業団から収集することに同意いたします。																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">排水設備 設置場所</td> <td colspan="3">山形市</td> <td style="width: 20%;">町 丁目 番 号</td> </tr> <tr> <td>冊番</td> <td>大字</td> <td>番地</td> <td colspan="2">(部屋番号)</td> </tr> <tr> <td>開始・中止・廃止</td> <td>年 月 日</td> <td>給水装置番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>メータ番号</td> <td colspan="2">φ mm -</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(口径変更)</td> <td colspan="2">φ mm -</td> </tr> </table>		排水設備 設置場所	山形市			町 丁目 番 号	冊番	大字	番地	(部屋番号)		開始・中止・廃止	年 月 日	給水装置番号					メータ番号	φ mm -				(口径変更)	φ mm -	
排水設備 設置場所	山形市			町 丁目 番 号																						
冊番	大字	番地	(部屋番号)																							
開始・中止・廃止	年 月 日	給水装置番号																								
		メータ番号	φ mm -																							
		(口径変更)	φ mm -																							
下水道中止日(遡ることはできません)	下水道中止日時点のメータ指針																									
(開始・中止・廃止) 時のメータ指針	m 3																									
完 成 検 査 時 の メ ー タ 指 針	m 3																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">処理区別</td> <td style="width: 40%;"> 1 単独 4 特環 2 流域 </td> <td style="width: 20%;">検査職員</td> <td style="width: 20%;">受 付 印</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	処理区別	1 単独 4 特環 2 流域	検査職員	受 付 印					<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">入力月日</td> <td style="width: 20%;">検査月日</td> <td style="width: 20%;">月 日</td> <td style="width: 20%;">工事店番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	入力月日	検査月日	月 日	工事店番号													
処理区別	1 単独 4 特環 2 流域	検査職員	受 付 印																							
入力月日	検査月日	月 日	工事店番号																							